

京都府百年の年表

6 宗教編

京 都 府

序

わたくしは、かねてから地方自治体は住民の暮らしの組織であるから、その組織をみんなでよりよいものにし、みんなの生活を高めていくことがたいせつであると考えております。

ところで慶応4年閏4月（明治元年6月）という明治維新の激動のなかで発足した京都府は、もっとも古い自治体の一つとしてさる昭和43年6月に100年を迎えたのであります。この間には文字どおり波らん万丈多くのできごとがありましたが、その中には今日なお問題をなげかけているものも少なくありません。今日、わたくしどもはこの100年を送り、次の新しい時代にふみこんでいくにあたって、あらためて京都府の歴史をふりかえり政治・経済・文化などの眞実の姿を知る必要があると思います。

このため、さきに京都府100年記念事業の一つとして100年の年表をつくろうと考え、昭和40年から着手いたしました。なにしろこの仕事は初めての試みであり、多くの困難が予想されました。さいわい各大学の研究室の熱心なご協力があり、また各方面からご支援を得ましてまとめることができました。この年表は、政治行政・商工・農林水産・社会・教育・宗教・建設交通通信・美術工芸・芸能の9部門からなり、100年の足跡をたてとよこの関係においてみるとができるようにしたものです。また、この年表をつくる基本といたしましては、総合資料館所蔵の新聞・簿冊・参考文献や民間資料をもとにして、できるだけたんねんに原資料にあたり客観的に事実をは握することにつとめてまいりました。しかし、残念なことにすでに資料が処分されてしまったりして、なお将来の研究にまたなければならないものも残っております。

さいわいに本書がふるさとの歴史を知る糸口となり、またみんなのいろいろな研究に役だてばこれにまさる喜びはありません。

昭和45年3月

京都府知事

鶴川虎三

まえがき

明治維新によってわが国は近代国家としての道を歩み始めましたが、当時京都はそれを生み出す舞台となり先駆的な役割を果すとともに、その後 100 年にわたってわが国政治・経済・文化の一翼をないながら今日まで独自の発展を続けてまいりました。

このたび府政 100 年の記念事業の一環として計画されました京都府百年の年表の編さんは、この間における各方面の推移を記録にとどめようとするのがねらいであります。

この年表は、9 部門（政治行政・商工・農林水産・社会・教育・宗教・建設交通通信・美術工芸・芸能）と総索引からなり、昭和 40 年度から総合資料館において着手し、44 年度に 6 部門を、45 年度にのこりの 3 部門を完成するとともに、ひきつづき総索引を刊行する計画になっております。各分野ごとに漸次市内各大学の研究室にお願いして諸先生のご指導の下に研究室のかたがたと府職員とが協同してこれにあたる態勢を整えました。そして府の内外に基本的な資料を調査し、たんねんに記録の収集に努めましたが、とくに当館に所蔵の明治以来の新聞および永年保存の行政文書を活用することができました。

またこの過程で新しく収集できた京都府に関する資料の蓄積は、当館設立の趣旨を生かす貴重な副産物となっております。

この年表には、資料その他種々の制約のため、なお意に満たぬ点がありますが、この記録がわたくしたちの暮らしの歩みを顧みるとともに、これから 100 年のために新しい基礎を築く指針ともなれば望外の幸せと存じます。

最後に、年表の編さんについて格別のご指導を賜わった先生がたをはじめ、専心ご努力をいただいた執筆者のかたがた、また資料の調査等について種々ご協力をえた多くのかたがたにたいし心からお礼を申し上げます。

昭和 45 年 3 月

京都府立総合資料館長

神川清

凡 例

1 構成と内容

京都府百年の年表は、つぎの9編と総索引から成っている。各編はそれぞれ独立しながら、できるだけ相互に関連をもつように図った。

- | | | | |
|------------|---------|---------------|----------|
| (1) 政治・行政編 | (4) 社会編 | (7) 建設・交通・通信編 | (10) 総索引 |
| (2) 商工編 | (5) 教育編 | (8) 美術工芸編 | |
| (3) 農林水産編 | (6) 宗教編 | (9) 芸能編 | |

各編に収録した内容は、おおむねつぎのとおりである。

- (1) 政治行政編は、京都府を中心とする地方自治制度、機構の変遷、地方議会、政党・政派諸団体の動き、政治運動、選挙、裁判、警察、消防、軍事などを収めた。
- (2) 商工編は、商工業、サービス業、伝統産業、技術、金融、経済団体、観光、展覧会などを収めた。
- (3) 農林水産編は、農業、林業、畜産業、水産業、農村工業、農山漁村の生活、協同組合等諸団体の動き、農民運動などを収めた。
- (4) 社会編は、労働・農民・学生運動、部落解放運動などの社会運動および社会福祉など社会問題のほか、社会的なできごとを収めた。
- (5) 教育編は、初等・中等・高等・専門教育のほか、教育行政、社会教育、教育会、教員組合の活動などを収めた。なお、美術・宗教・特殊教育は主としてその関連分野でとりあげ、またスポーツは必要なものをここに含めた。
- (6) 宗教編は、仏教・キリスト教・神道その他新興宗教における団体の動き、宗教家の活動、宗教儀礼・行事のほか、宗教界の社会事業、教育事業などを収めた。
- (7) 建設・交通・通信編は、土木、建設、交通、郵便、電信電話、災害を収めた。
- (8) 美術工芸編は、絵画・書・彫塑・工芸にわたって、展覧会の開催ならびに受賞者・作品、関係団体の動き、美術工芸家の動向、学校・施設などを収めた。また、文化財保護もここに含めた。
- (9) 芸能編は、映画、演劇、音楽、舞踊、民俗芸能および華道、茶道などを収めた。
- なお、出版については、各編でそれぞれ必要に応じて採録した。

2 収録期間

慶應3年(1867)から昭和43年(1968)までを収録した。

3 記載項目

各編とも「京都府」欄、「参考」欄、「日本」欄を設けた。「参考」欄には、「京都府」欄の参考となる事がらまたは注記を記載し、「日本」欄には、京都府の動きと関連のあるできごとおよびその時期を特徴づけるできごとを収録した。

なお、「京都府」欄の各事項の末尾には、典拠とした文献名を付記した。

4 記載形式

- (1) 年月日の記載

ア 年月日の表示は、たとえば明治5年6月19日は、明5・6・19のように記した。

イ 改暦以前(明治5年まで)は、太陰暦を用い、太陽暦を「〔 〕」に包んで付記した。

ウ 日付の不確定の場合は、日の欄を「一」としてその月の末尾におき、上旬・中旬・下旬で表わされる場合は、日の欄にそれぞれ「上」「中」「下」と記載した。

(2) 典拠文献の記載

ア 一部略記したものについては、巻末の典拠文献一覧に正式文献名を示した。

イ 2種類以上の文献を典拠として1項目を作成したときは、その主なものを2種類ほど示した。

ウ 新聞・雑誌を用いたときは、それぞれ月日、巻号を記載した。

例 日出新聞 明治43年9月1日→日出 明43・9・1

京都農業 第2巻第6号→京都農業 2:6

エ 新聞および条例・告示等の年紀の表示は、それが当該年の場合は記載を省略した。

オ 直接照会もしくは関係者から事情聴取により項目を作成したときは☆印を付した。

(3) 固有名詞の表示

ア 通称・略称の方が一般に有名なものはこれを用いた。

イ 地名は原則としてその当時の地名を探り、必要に応じて現在の地名を付記した。京都市は区名から、町村は郡名から記載した。

ウ 人名の表記にあたって敬称はすべて省略した。

(4) 年令の記載

満年令施行(昭和25年1月1日)以前は数え年で表わした。

(5) 用字

原則として、当用漢字・現代かなづかいを用いたが、固有名詞で当用漢字表にないもの、特別の名詞で歴史的用語となっているもの、引用文献については元のままとした。

(6) 記号および略号

| | | | |
|--------|--------------------------|------------------------------------|---------------|
| () | …補足説明 | (株)…株式会社 | (名)…合名会社 |
| 〔 〕 | …太陽暦 | (資)…合資会社 | (互)…相互会社 |
| < > | …いわゆる"を表わす | (株資)…株式合資会社 | (財)…財團法人 |
| 『 』 | …図書・雑誌・新聞名 | (社)…社団法人 | |
| 「 」 | …論文・記事・演題等の名 | 宗・仏・神・儒・◎…宗教一般・仏教・神道・基督教・教派神道および諸派 | (ただし宗教編でのみ使用) |
| ～ | …何月何日から何月何日まで | | |
| ・(ナカ点) | …年月日の区切り、名詞等の列記 | | |
| ▷ | …月の確定できない項目および統計的・総括的事項 | | |
| ☆ | …直接照会もしくは関係者からの事情聴取によるもの | | |



元北野神社鐘樓 神仏分離により大雲院
(寺町四条下ル) に移る



社寺関係府庁文書の一部 (明3ごろ)



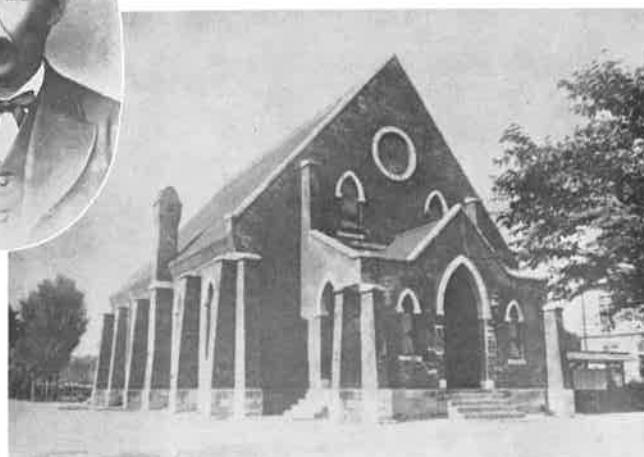
西本願寺の太鼓樓
幕末新撰組の屯所となる



方広寺の大仏殿と大鐘
(明8ごろ)
明17鐘楼再建(この大鐘に
徳川家康に大阪の役の口実
を与えた「国家安康」の銘
がある)



(左) 天理教河原町大教会
(明35竣工)
(右) 斯道会集談所当時の家



同志社教会礼拝堂と
創立者 新島 裕
礼拝堂は明19竣工 昭38重
要文化財の指定をうける



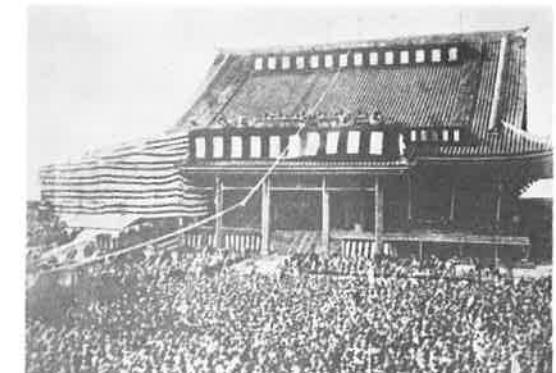
八坂神社西楼門
(明10ごろ)



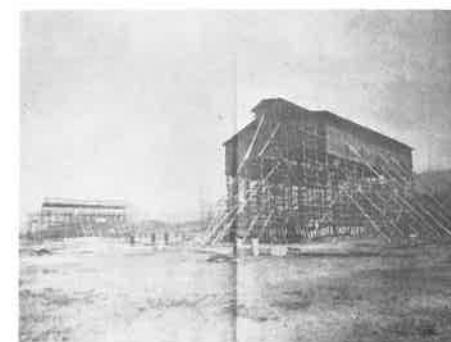
丹波基督教会胡麻会堂
会堂は大2竣工
(写真は昭9ごろ)



出口王仁三郎（左）と破壊される前の大本教みろく殿（中）（綾部）
右は第二次大本事件で山積みされた押収品



東本願寺本堂上棟式
(明25・11・29)



建築中の平安神宮大極殿（左）と平安遷都1000年記念大祭（右）（明28・10）

概 説

1 明 治 時 代

1. 宗教界の激動

明治維新における宗教上の混乱は、一面からみれば復古の国教主義と欧化主義の二つの潮流としてとらえることができよう。維新政府は江戸時代に醸成されてきた復古神道の主張が原動力となり、祭政一致の政策をとり神道国教主義をとった。そして江戸時代に幕府の手厚い保護をうけ国教ともいべき位置を占めていた仏教を廃棄し、かつ、キリスト教を防止しようとはかった。政府は1868(明1)年閏4月、神祇官(明4・8神祇省となる)を復興し、神仏習合を廃したので、神祇官の勢力は強大となり、排仏毀釈の風潮を生じた。

また皇室の御葬祭は仏式からはなれ、維新の政策を実行するため門跡寺院の宮家は皆仏門を脱し、諸大名の中には仏教をすべて神道に改めるものもあった。このようにして仏教はあらゆる点で失意の境におちた。しかも、仏教徒は多年幕府の保護特権の中で安住をむさぼっていた惰性のためにこれに対し反撥する気力を喪っていた。もっともこの国教主義の圧迫があまりはげしくなると、僧侶の中から仏教の連合を企てる動きがおこり、その一つのあらわれとして1872(明5)年11月新設の大教院に参与し、国民教化の任に当る役目に参加したが、これも仏教をいちじるしくふみにじった制度であった。ようやく1875(明8)神仏各宗に対し信教の自由が認められ、仏教各宗はようやく自由をとりもどした。

またこの間神道国教主義と対立するものとして浦上のキリストン禁教は大きな事件であった。しかし、政府のとった禁教政策も、信徒の根強い信仰と外国の抗議の前に1873(明6)年2月邪教禁止の高札を撤去せざるをえなかったのである。このようにして明治維新の始め昇天の勢を示した神道国教主義は一步後退し、1877(明10)年代以後の欧化主義時代にふみこんでいった。

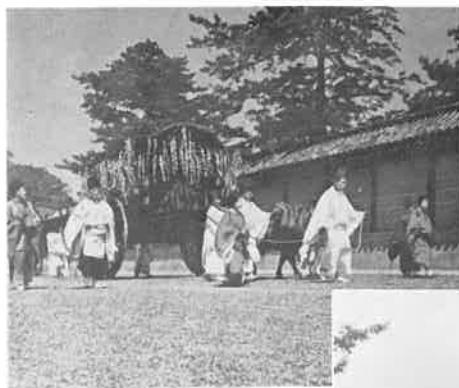
さて、明治維新の舞台となった京都は倒幕、攘夷、破仏など各種の運動がいり乱れ混乱の日がつづいた。1864(元治1)年7月の禁門の変には嵯峨の天竜寺が会津・薩摩の砲火によって寺の大半を焼失したし、市内裏寺町の宝蔵寺なども兵火で焼失した。つづいて1868(明1)年1月の鳥羽伏見の戦では下鳥羽あたりの寺院が焼かれ、多少佐幕的に動いていた東本願寺は薩長の



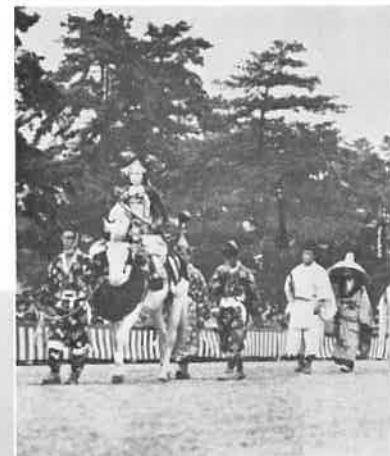
金閣寺炎上（昭25・7・2）
右は焼失前の金閣



聖ヨハネ教会旧聖堂
昭38に河原町五条下ル
から愛知県犬山の明治
村に移る



京の三大祭



時代祭（10月22日）



祇園祭（7月17日山鉾巡行）

砲撃をうけそうになったこともある。またこの頃東福寺は長州藩の、智積院は高知藩の陣所にあてられるなど、ほとんどの寺院が大小の被害をうけたといえる。またわが国仏教の中心として諸宗本山、門跡寺院が集中していた京都は維新の仏教改革の影響も大きかった。1868(慶應4)年閏4月29日京都裁判所は京都府と改称、初代知府事に長谷信篤が任せられたが、同年7月社寺方において神社・寺院を統轄した。同知事の下に政策推進にあたった長州出身の楨村正直（のち知事）は同年9月京都府出仕として登場する。

さて維新の仏教改革の中で神仏習合の禁止は多年の習俗をうちやぶるもので、とくに大きい混乱を招いた。京都には本山が多いだけにその影響は全国に及んでいった。

また1871(明4)年6月仁和寺・大覚寺を始め御所号、門跡号、院家、院室等の名称を廃せられたが、この称号廃止の布告によって門跡寺院や比丘尼御所（由緒寺院）は、朝廷の保護の特典を停止され大きな痛手を蒙ったのであった。

一方寺院経済の面においては、1871(明4)年寺院の朱印地・除地は現在の境内を除く外上地され、さらに1875(明8)年に至り寺院境内地は法要に必要な場所を新境内とし、その余はすべて上地された。政府は1874年(明7)9月社寺通減禄制を定め漸時廃止した。このため朱印・黒印地を有し、幕府の保護特典に浴した諸山、門跡寺院等は大きな打撃をうけ、危機に瀕した。同時に無檀・無住の寺院は總本寺、本山を除いて廃止令がでて多くの寺が廃合された。

一方府下の神社は維新の始め約3,000といわれたが、神仏分離以後仏教界の打撃をよそに陽のあたる場所にでた。上地による打撃はあったが、その一方で神社、神道の国家保護政策によって1871(明4)年官國幣社、府県社、郷社、村社などの社格を定められ、一部の神社は国庫負担で運営されることになったがその状況は後述する。

またキリスト教についていえば、京都は仏教勢力がつよく破邪顕正の運動として排斥され、1869(明2)年1月政府参与の横井小楠がキリスト教蔓延の元凶という理由で京都で暗殺される事件さえおこった。しかし、維新の宗教改革の中で事情は変わっていく。1875(明8)年1月新島襄は大阪にキリスト教学校の開設を計画したが、反対にあい、同年4月ときの京都府権知事楨村正直や府顧問山本覚馬の理解の下に同年10月同志社英学校の開始をみたことは注目すべきである。

つぎに維新をめぐる宗教改革の2、3の問題について略述しよう。

2. 神 仏 分 離

わが国の宗教は江戸時代の末期まで神仏習合の状態がつづいていた。明治維新になって旧来

の諸制度が一新され、1868(明元)年3月13日祭政一致の制度に復し、神祇官を再興する旨の太政布告が発布された。ついで政府は神仏習合の状態が、神道国教主義にそわないとして、神仏分離を断行すべく、同月17日神祇事務局から諸社への通達がだされ、神仏分離令の発端となつた。

ついで同月28日太政官の布告がでたが、それには

中古以来其權現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以テ神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早々可申出候事（但書略）

一 仏像ヲ以テ神体ト致候神社ハ以来相改可申候事

附本地杯ト唱ヘ仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘仏具之類差置候分ハ早々取除キ可申事とあり、これらの通達は要するに

(1) 神祇官を再興することによって、従来仏教の支配下にあった神社は、これをすべて新政府が統轄する。

(2) 僧侶による神の祀りを厳禁し、神社はすべて神官が奉仕する。したがって、社僧はすべて復飾する。

(3) 御神体を明確にして、神号には仏語の使用を一切厳禁する。

というものであった。

江戸時代の仏教は寺院制度によって特権的な保護をうけ、またキリストン一掃のため檀家制度をとり、檀家の宗門人別帳を管理したことから、幕府の末端権力機構となっていた。従って神仏混淆のとき僧は神職の上にランクされ、神職は社僧への反感をもっていた。

神仏分離の趣旨は破仏ではなく、神仏を整然と分離するというにあったが、実際には廢仏毀釈といわれる仏教排撃にすすみ、政府も神仏分離令によって神主・社人が御趣意と称して従来の私憤をはらす行動にでることは御政道のさまたげになると戒告するほどであった。

さて神仏分離令がでると滋賀県下の日吉山權現では、神域に乱入、神体である仏像、經典を破棄して大騒動となつたが、⁽¹⁾ 当時の京都裁判所は同年3月管内にむけて神社が従来權現あるいは牛頭天王の号を称し、そのほか仏語をもって神号としているものを報告させ、仏像を神体としている神社はあらためるよう布告を発した。同年閏4月京都府が設置されると、まもなく京都府出仕となった楨村権参事らによって強力に推進されていった。つぎに府下の神仏分離の実例を2、3あげると、北野、祇園、石清水等は従来別当・社僧の力が強大であったのに波紋が大きかった。

① 北野天満宮は1869(明2)年北野神社となつたが、ここには梅林坊などの12坊があり、僧

侶が住んでいた。このとき坊官はみな神官となり、社内の仏像や經典も破棄された。⁽²⁾

② 1868(明1)年5月祇園社は社号を八坂神社と改め、大鳥居にあった感神院の額はとり外された。⁽³⁾

③ 石清水八幡宮においては、同年3月12日八幡大菩薩の称号を八幡大神と改称になり、社僧はみな復飾して俗名に改め、妻帯することになった。しかし山上の諸坊は撤廃され、住宅もなく、諸大名の祈禱料もはいらなくなって生活も支えられず窮迫し、仏教関係の堂舎仏具を大阪の古物商人に売り払った。開山堂は神殿に造りかえられ継弓社と号した。石清水の開山行教和尚の木像の頭には鳥帽子が釘付けにされ、1873(明6)年この像は神応寺に移されたという。⁽⁴⁾

④ 伏見稻荷神社では同年4月境内から淨安寺、西光寺などが撤去され、同年12月葛野郡松尾神社御旅所として社領から配当をうけていた西蓮寺(時宗)は社役を返上した。⁽⁵⁾

神仏分離は神社内におけるものだけでなく、寺院内でも行われ、寺院から神社関係のものを分離した。知恩院末仲源寺の寺内には稻荷社が安置されるなど、習合の状態にあったが、1869年4月転地を命ぜられ町持になったように、神仏を判然と分離することになると僧侶側から破壊されることになったのである。⁽⁶⁾

また当時丹後方面でも1869年には現在竹野郡弥栄町の山王権現が日吉神社に、丹後町の八大荒神が小田神社に改称するなど分離令が実行にうつされていった。⁽⁷⁾

神仏分離令ができるとともに全国的に廢仏を断行した例も少なくないが、府下でも廢仏はすこぶるはげしくなり、例えば、

① 德川14代將軍家茂に降嫁された孝明天皇の皇妹和宮(静寛院宮)が明治初年ご帰洛につき、現在博物館のあるところに恭明宮を新造することになった。そこには方広寺の大仏の鐘楼が(秀頼造営)があったが、こわされ大鐘は露天に放棄されていた。⁽⁸⁾

② 現在の新京極はもと寺町三条から四条まで誓願寺など7カ寺が並列していたが、境内地を上地され、新京極をつくり、市内の娯楽場となつた。⁽⁹⁾

③ また京都四条の鉄橋の材料には仏具類が破壊されて用いられた。この鉄橋は1873(明6)年に起工、翌年3月竣工したが、その経費は祇園で負担、長谷知事は府下の諸寺院に仏具類の銅製のものを寄附させた。⁽¹⁰⁾

さて廢仏毀釈の運動がはげしさを加える中で僧侶側は事態の収拾に焦慮したが、このとき西本願寺の活動は目ざましかった。すなわち1870(明3)年8月本願寺は長州藩出身の島地黙雷、大洲鉄然を上京させて現在神社・祠宮は神祇官をもって統轄させているのに、寺院・僧侶はた

んに民部省でとりあつかうにすぎない不公平を改めるようにと建議させた。これらによって閏10月民部省に寺院寮を設置するとともに政府の対寺院・僧侶対策が一応軌道にのつたのである。⁽¹¹⁾

さて以上のように神仏分離令によってひきおこされた混乱は、教部省設置による神道国教化の一歩後退と社寺や民間あげての国民教化政策への転換によって仏教は次第に失地回復していく。

一方廢仏毀釈後の風潮は仏教の自覚をうながし、その回復策として国家とのつながりを深めること、仏教の正しい道は何かを模さくする動きをみせた。

すなわち仏教国益の名の下に僧侶が遊民でなく仏教が有益であることを示そうとして、東本願寺の北海道開拓があったが、これらはその一例ともいえるであろう。

- 注 1～5 神仏分離資料
6 知恩院史
7 竹野郡史
8 神仏分離資料
9 坊目誌
10 神仏分離資料
11 本願寺史

3. 社寺領上地

神仏分離令をきっかけに過激な廢仏毀釈の運動がおこる一方で、社寺領上地の嵐がふきまくった。1867(慶應3)年10月幕府の大政奉還によってその領有地は政府の手にうつり、ついで1869(明2)年7月諸侯の版籍奉還によって、各藩主の領有地もすべて政府の所有になった。しかし、このとき社寺領はまだ旧来のままであって、奉還された藩領の整理をする上にも障害となり、1871(明4)年1月5日社寺領上地(知)の太政官布告がだされた。これによって幕領、藩領、社寺領はすべて維新政府に帰属することとなったが、わが国の宗教の中心であった京都ではその影響はまことに甚大であった。

この社寺領上地令の趣旨は、各藩がすでにその領地を奉還した以上、社寺領もまた、現在の境内を除くのはか上地するのが当然というにあり、版籍奉還の際そのままとなっていた朱印地、除地(朱印地以外の境内の免租地)が上地の対象となつた。

この上地令によって旧寺領は一まず府藩県の所轄となつた。そして暫時領地毎年の現収納の5分通りを支給(半租給与)されることになったが、1石当たりの平均収納額および旧領に対する私有関係の調査がほぼ完了した1874(明7)年9月政府は遁減禄制を公布した。これは現収納

高を4分の1高に直してその半ばを初年度に給し、次年度からその10分の1ずつを減じて10年目には10分の1、11年目すなわち、明治17年には全廃するという禄制であった。⁽¹⁾

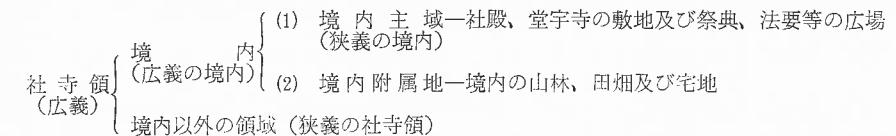
このように一旦収公した上で、それによる経済的打撃をなるべく緩やかにする工夫がなされている。また通減禄の給与は当初の1カ年間は米で行われ、翌1875(明8)年11月太政官達によって米禄を廃し、金禄に改められた。このとき他地方では徳川氏と密接な関係をもち格別の庇護をうけた寺院は維新政府によって疎んぜられ、半租および通減禄の適用をこばまれたものがあり、戊辰の際順逆を誤ったというので寺領を没収されついに通減禄を下付されなかつたもの(上野寛永寺)などもあった。⁽²⁾

次に上地の実際について2、3例をあげてみよう。

- ① 東本願寺(真宗)はそれまで除地であった旧境内地29カ所28,014坪が1871(明4)年11月上地のうえ、町内に払い下げられ、現在境内地は18,600坪に減少した。⁽³⁾
 - ② 鞍馬寺(天台)はもと寺地山林をあわせ119町歩にわたっていたが、1869(明2)年8町歩の寺域のほか一切は上地官林となり、寺禄は奉還させられ一山荒廃に帰した。しかし明治35年になって11町歩が返還された。⁽⁴⁾
 - ③ 大徳寺(臨済)では維新前の寺域23町歩であったが、15町歩を上地され、旧44カ寺は廃合により1891(明24)年には12カ寺となった。上地のあと1877(明10)年から年々通減の法をもって石代を下付されたが、一方維持困難のため府のあっ旋で方丈重宝を抵当として銀行から借金し、維持の資本とした。⁽⁵⁾
 - ④ 知恩院(浄土)は維新前6万坪の境内山林などがあったが、1871(明4)年の上地の際所領および門前8カ町、山林1万6千坪を上地され、のち維持困難となり数十万円の寺債を生じ一時破産寸前に追いかれた。⁽⁶⁾
 - ⑤ 建仁寺(臨済)のごときはもともと寺領・末寺もなく寺の維持に苦労していたが、維新変革とともに從来53の塔頭は15に減じ、5万4千坪をこえた境内地は3万坪を上地になり、多くは妓楼・劇場・觀棚・茶店となつたし、また多くの建物が売却されその代金は窮民産業所に寄附された。⁽⁷⁾
 - ⑥ 相国寺(臨済)も旧境内地7万坪のうち4万3千坪を上地され、寺も廃合によって最盛時の40カ院が16カ院となった。⁽⁸⁾
- さて1871(明4)の上地令は境内地以外の朱印地・除地に限られ境内地にはふれられなかつたが、朱印地境内には堂宇の敷地その他法務用に必要な土地以外の宅地・山林・私墾地等が含まれており、そこから貢租を収納していたから、上地寺領とかわらなかつた。そこで1875(明8)

年さきには境内と認められてきた区域のうち、現状において境内とは判定しえない部分、すなわち田畠・山林・不毛地は墓地を除き上地を指令された。しかし、これには境内外の区別の調査がいり、調査は進捗しなかつたが、同年6月、地租改正事業の一環としてすすめられた。そして從来の境内のうちで公認されない部分は上地され、これは引裂き上地ともいわれた。いま社寺領の区分を示すと第1表のとおりである。

第1表 社寺領区分



寺領上地は、このように1871(明4)年における狭義の寺領の上地と1875(明8)年における旧境内の上地の二段構えですすめられたのである。

そして寺領の上地によって旧寺領内の所有権は変わるが、その後の処置は百姓持ちの土地はその百姓の所有となり、寺院の開墾また買得の土地は寺院所有を認められ、領主寄進の寺院持ちとなった土地は相当代金で払い下げられるなど分かれている。また從来無税地で民有の証拠のないものは官有に編入され、これは関係寺院へ無償貸与された。この上地によって大きな打撃をうけたのは朱印黒印地・除地を多くもっていた天台・真言・臨済・時宗・淨土等の各宗であつて、土地依存度の低かった日蓮・曹洞・真宗の諸宗は打撃が少なかったという。⁽⁹⁾ この上地による社寺領上地面積は第2表のとおり全国対象社寺数18万4千、面積約14万余町歩、うち京都府は対象社寺数約3千、面積約5千町歩に及んでいた。⁽¹⁰⁾

第2表 社寺領上地面積

| 区分 | 全 (A) | 国 (B) | 京 都 府 (B) ×100 |
|------|-----------|----------|----------------------------|
| 神社数 | 132,914社 | 1,319社 | 1.0% |
| 神社用地 | 87,200町歩 | 1,793町歩 | 2.1 |
| 境内 | 16,520 | 380 | 2.3 |
| 境外 | 70,670 | 1,413 | 2.0 |
| 寺院数 | 51,247寺 | 1,673寺 | 3.3% |
| 寺院用地 | 521,800町歩 | 2,887町歩 | 5.5 |
| 境内 | 9,079 | 621 | 6.8 |
| 境外 | 43,743 | 2,266 | 5.2 |

注 地租改正報告書(明12・2)から作成
資料 明治前期財政経済史料集成 7
社寺境内地処分誌(大蔵省)

また上地令は神社経済にも大きい影響を及ぼした。江戸時代府下の神社中 100 石以上の朱印地をもつたものとして第 3 表のような例をあげるが、上地により從来神領に依存してきた神社は大きい打撃をうけたのである。

第 3 表 神社中100石以上の朱印地あるもの

| | | | | | |
|---------|--------|------|------|------|------|
| 7,144石余 | 石清水八幡宮 | 106石 | 稻荷神社 | 652石 | 愛宕権現 |
| 2,572石 | 上鴨明神 | 140石 | 祇園社 | 800石 | 離宮八幡 |
| 540石 | 下賀茂明神 | 590石 | 吉田社 | 200石 | 藤森社 |
| 933石 | 松尾明神 | 601石 | 北野天神 | 300石 | 御香宮 |
| 100石 | 平野明神 | 140石 | 松尾旅所 | | |

資料 府誌

さらに1875(明8)年6月地租改正に際し、社寺境内外区画取調規則により神社の境内は祭典に必要な区域を新境内とし、その他は上地され、社領を失ったうえ境内地も没収された。ただ官国幣社はのちに述べるように1871(明4)年社格制定以来官費支弁の制が設けられ、一般神社のように困らなかった。府社以下は1874(明7)年9月社領収入の半額を地主に給する制度を改め、正租の半額をもって10年間遞減支給する制度がとられ、更に1877(明10)年3月配当祿に相当する公債証書を旧神官に下付し、上地社領の処分をおわった。

京都の門跡寺院・由緒寺院でもこの寺祿をうけ1874(明7)年には遞減制をうけることになったが、寺門の永続はもちろん、堂宇の修繕すら困難な状態におちいった。そこで 1875(明8)年12月府権知事楨村正直はときの太政大臣三条実美にあて建議を行い、これらが契機となって1876(明9)年6月、門跡寺院14カ寺（うち京都府12カ寺）に寺門永続のため御手許金を賜わることになった。明治7年以前寺祿500石～1,000石のものに対しては250石を、300石～500石のものに対しては150石を、150石以下のものに対しては従前と同石高を下賜することとして、これを代金に替えて従来の石高を廃された。これは同時に、由緒寺院（京都11カ寺）についても同様年金を下賜されることになった。しかし、これにも問題がなかった訳ではない。年金は寺院保存の趣意いでたものであったが、ときに住職に私物化され、多くの負債をかかえる寺院が生じ、1885(明18)年北垣知事は出納明細書を検査取締にあたったりした。これら年金の詳細は年表（明4の参考欄）にかけている。なお、この年金は大正11年に増額され終戦までつづいた。

上地のあと、地租改正のときの処分によって不當に官没された部分があるとして、下戻還付を望む社寺が多かったが容易に解決せず、訴訟に及んだ例もある。境内地については1899(明32)

年の国有林野法によって境内に必要な林野は現境内に編入する道が開かれ、上地林野の還付されたものもある。⁽¹¹⁾ さらに1939(昭14)年の「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」としてとりあげられ、ついで戦後の1947(昭22)年「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」として最終的処理（後述）がなされ、この問題はほぼ100年の長きにわたって尾をひいたのである。

- 注 (1) 社寺祿遞減給与凡例
旧草高100石の場合、現米25石の1/2の12石5斗を初年に給し、以下2年=11石2斗5升、3年=10石…10年=1石2斗5升、11年=0となる。
- (2) 宗教史
- (3) 本願寺現境内地請書一件(明4)
- (4) 寺誌稿
- (5) 寺誌稿
- (6) 寺誌稿
- (7) 建仁寺寺誌稿
- (8) 寺誌稿
- (9) 日本佛教史
- (10) 明治前期財政経済史料集成7
- (11) 国有林野法による還付例(府誌)
神社一賀茂別雷・男山・松尾・稻荷・貴船・吉田・大原野諸社
寺院一東福寺・知恩院・南禪寺・禪林寺・醍醐寺・仁和寺・天童寺(以上本山)。青蓮院・清水寺・清閑寺・高台寺・迎林寺・慈照寺・神護寺・西明寺・高山寺など

4. 寺院の整理

1868(明1)年3月神仏分離令がでると、これに伴って地方諸藩では廢仏毀釈から寺院の整理統合がすすめられ、寺院はこの方面でも大きい衝撃をうけた。しかし、これは寺院経済の立場からは肯定できる一面をもっていた。江戸末期の全国寺院総数は約9万（このうち維新当時の廃寺約2万）と推定される。⁽¹²⁾ また府下の場合は維新当時の正確な数字を知りえないが、1876(明9)年現在の寺院数4,571、1881(明14)年現在の神社数4,427であり、⁽¹³⁾ 維新以後これまでに400～500の廃寺があったと見積ると約5,000の寺院があったことになる。当時の府下人口約80万人、町村数は京都市中1,680町(明元)、郡部1927町村(明5)からみればやはり多きにすぎないといえよう。⁽¹⁴⁾ ともかく数十戸の小村でも1～2寺をかかえ、住民には檀家制度の下に寺の維持のため大きい負担がかかっていた。

排仏毀釈の嵐が吹きあれると全国随所に極端な行きすぎがみられた。たとえば薩摩藩ではこのときすべての寺院を廃絶、僧侶はことごとく還俗させたし（明9廢仏をやめる）、隠岐では全島の堂舎、仏像を破毀してしまうなど多くの事例をあげうる。⁽¹⁵⁾ この前後における地方の寺院整理の伺いに対しては政府はそのまま承認するといった状況であり、当時の寺院はこの激しい嵐の前に大勢としては無気力であったが、分離令がさらに排仏の傾向を帯びてくると、本願

寺（真宗）などを始め寺院側の抵抗がみられるようになった。1868年6月政府は両本願寺・興正寺・仏光寺へ神仏判然令は排仏でないと伝え、さらに太政官達をもって心得ちがいのないように達した。しかし、一般僧侶の還俗、寺院廃毀の勢は各地でますます強まっていた。ようやく政府は1870(明3)年11月太政官布告をもって府藩県において寺院廃止或は合併した寺号、宗派、本末等を届出させるとともに同年12月無祿無檀の寺院で本寺法類および寺檀とも故障のないものを廃毀させる方針を示したがその取扱いはやや慎重になった。

京都府では槇村正直らによって政府の意を体してすすめられた。府下はことに寺院の勢力が強く、その影響も大きかったが、他府県にみられるような極端な騒ぎはなかった。現在の府下は当時府藩県併立であり、そのすすめ方も異っており、それらの状況は各年表からもうかがいう。いまその2、3について述べてみよう。

- 1 京都府では1871(明4)年7月さしあたり、無祿、無檀の相楽郡釜塚村深見寺外2カ寺の廃寺を弁官に伺ったが、9月許可された。⁽⁶⁾
 - 2 府はこれを契機に管内無住寺院を整理する方針をたて同年9月大蔵省に伺ったが、その中で「府下には無住の寺が多くあり、荒廃して醜態をさらしているものがあり、これを合併廃止して跡地を開墾などして利用する方が国家の利益でもあり、天下の僧侶をして活眼を開かせることにもなる」といっている。この伺書には無住寺数が別冊としてつけられていたがいまその資料はみあたらない。⁽⁷⁾
 - 3 府は1873(明6)年6月大蔵省に廃寺跡地処分について伺ったが、その添付書類には上下京伏水(見)で約60寺院(下京12区松原通東洞院因幡堂塔中桃坊など)があげられており、この前後に相当整理がすすんでいることを思わせる。⁽⁸⁾
 - 4 1870(明3)年7月8日淀藩は、「貧寺にして平常修理し能はざる寺は之を破毀し、無住は廃寺、跡地は開墾し、墓地のみは其儘残置かん」と伺って許可された。⁽⁹⁾
 - 5 1870年9月23日園部藩から、1村中に同宗あるいは他宗でも2寺、3寺もあるものがあり、費用難渋の村方もあるので同宗ならば1カ寺、他宗ならば近村の同宗の寺へ合併してもよいかと伺い、また無住は取毀ち開墾し、または土族の帰農したものに住居させててもよいかと伺いいずれも許可された。⁽¹⁰⁾
 - 6 1870年11月14日峯山藩の伺に「当藩管内縁城寺中心王院、十輪院、弥勒院、不動院、近年無住或は焼失後再建なきもあり四院廃棄して、西明院に合併したし」と申し出たが、「法類寺壇申合、事故なくば合併申付くべし」と指令をうけた。⁽¹¹⁾
- また京都は各宗本山が多いところからその影響も全国に及んでいる。

1 知恩院では1869(明2)年5月伊勢山田辺の僧侶の帰俗廃寺が多いことで政府に懇訴に及び、1866年初め頃但馬出石藩で寺院の廃合が断行された際、本願寺や日蓮宗同様浄土宗の寺々も従来のまま存置されるよう太政官に嘆願したが、「藩治並宗門に於て故障の筋無之又民情にも差障り無之」とあればそれでとおり廃合はなお進んでいった。⁽¹²⁾

2 寺院廃合の風潮に反対して立ち上った西本願寺では1868年11月佐渡の合寺問題で抵抗を示し、また1869年4月末寺廃合について嘆願書をだし、廃合処置をしばらく中止するよう政府に要請した。⁽¹³⁾

3 このほか南禅寺では1873(明6)年頃宮崎県下の寺院再興について地元から頼まれ県庁に交渉した。⁽¹⁴⁾

さて1872(明5)年3月太政官布告104号によって社寺の合併処分は府県が行うこととなり、新設の教部省がこれを監督することになった。同年8月政府は大蔵省達で、無届で地蔵堂、稻荷などの社寺を創立することを禁じ、11月には太政官は總本山、本山以外の檀家も住持もない寺の廃止にふみきった。府下では1872年から73年にかけて神社寺院の整理が盛んに行われ、当時豊岡県下であった丹後国および丹波国天田郡でも寺院・神社の合併がすすめられていることがうかがわれる。⁽¹⁵⁾しかし、1874(明7)年6月教部省は地方においてみだりに神社廃合させることをとめ本省に伺わせることとし慎重を期するようになった。

のちに1880(明13)年頃になって一応のおちつきをみせるとともにさきに廃寺になったものの再建の例もみられるようになった。同年愛宕郡吉田村の智福院(曹洞宗)や、中郡峰山富貴屋町の光明寺(真宗)など2、3の例があげられる。⁽¹⁶⁾しかし、基調としてはなおひきつづいて整理がすすめられ、1883(明16)年府は告示して無格社佛堂で永続の目途のないものは、他の神社寺院へ合併あるいは廃止をすすめている。

以上にみたように神仏分離の進行とともに京都の多くの寺院ははげしい嵐のなかにまきこまれた。しかし、この神仏分離は一面に弊害をもたらしたものの、寺院僧侶の自覚をうながしたもの事実である。

寺院は失われ、仏像も破毀され、多くの僧侶を失ったが、仏教各宗は強い刺戟をうけ僧侶の淘汰が行われ、安逸にながれていた佛教界に警醒をうながした。

また神社についても、多数の神社の中には由緒なく氏子もなくして廃頽に瀕しているものがあり、政府はこれを整理するため1872(明5)年3月太政官布告をもって神社合併について定め、さらに同年6月教部省からこの布告の趣旨は合併を強行するのないと布達したが、それでも

地方官の意見で処分されるものが相ついだ。そこで1874(明7)年6月教部省は漫りに神社の合併することをとめ、合併する場合は教部省に伺わせることにした。当時旧京都府管内では全国に率先して神社の合併を行ったが、旧豊岡県管下ではほとんど実行されなかった。この結果としてのち、旧京都府管下に無格社が少なく、両丹地方に多い結果となった。その後神社の廃合はほとんど行われなかつたが、1906(明39)年の社寺合併跡地譲与令によって両丹地方を主として村社以下の合併が行われ、府下で合併されたものは10余にすぎなかつたといふ。⁽¹⁶⁾ なお1880(明13)年における府下社寺の地域区分を示すと第1表のとおりである。

第1表 社 寺 地 域 区 分

神 社

| 国 | 神宮 | 官幣大社 | 官幣中社 | 官幣小社 | 別格官幣社 | 國幣中社 | 國幣小社 | 府県社 | 郷社 | 村社 | 無格社 | 合計 |
|-----|----|------|------|------|-------|------|------|-----|-------|--------|---------|---------|
| 山城 | 一 | 6 | 7 | — | 3 | — | — | 1 | 24 | 315 | 154 | 510 |
| 丹波 | | | | | | 1 | | | 31 | 645 | 748 | 1,425 |
| 丹後 | | | | | | 1 | | | 7 | 389 | 295 | 692 |
| 全 国 | 1 | 30 | 13 | 2 | 10 | 48 | 20 | 367 | 3,275 | 52,789 | 130,147 | 187,702 |

注 丹波は一部兵庫県を含む
資料 第1回帝国統計年鑑

| 国 | 國幣社 以上神宮 以下神官 | 府県社 | 合計 |
|-----|---------------------|--------|--------|
| 山城 | 86 | 153 | 239 |
| 丹波 | 4 | 98 | 102 |
| 丹後 | 4 | 39 | 43 |
| 全 国 | 630 | 13,583 | 14,213 |

寺 院 住 職

| 国 | 天台 | 真言 | 浄土 | 臨済 | 曹洞 | 黄檗 | 真 | 日蓮 | 時 | 融通 念仏 | 合計 | 住 職 | | |
|-----|-------|--------|-------|-------|--------|-----|--------|-------|-----|----------|--------|--------|-----|--------|
| | | | | | | | | | | | | 男 | 女 | 合計 |
| 山城 | 148 | 293 | 908 | 312 | 61 | 36 | 422 | 286 | 47 | 5 | 2,518 | 1,661 | 98 | 1,759 |
| 丹波 | 51 | 108 | 96 | 202 | 332 | 5 | 140 | 48 | — | — | 982 | 782 | 10 | 792 |
| 丹後 | 4 | 64 | 24 | 118 | 142 | — | 37 | 31 | — | — | 420 | 338 | — | 338 |
| 全 国 | 4,785 | 12,928 | 8,314 | 6,155 | 14,334 | 577 | 19,208 | 4,970 | 525 | 362 | 72,158 | 57,120 | 673 | 57,793 |

注 丹波は一部兵庫県を含む
資料 第1回帝国統計年鑑

注 (1) 日本佛教史III、吹塵錄に寛政年間(1854~59)取調国内寺数として総計約47万をあげる

(2) 府統計書、年表明9、22の参考欄参照

(3) 府市町村合併史

(4) 日本佛教史IIIほか

(5)~(6) 府史社寺沿革完

(7) 廃寺院銘簿

(8)~(10) 明治維新史研究、太政類典

- (1)~(3) 杜寺史
- (4) 本願寺史
- (5) 杜寺録
- (6) 丹後杜寺明細帳、坊目誌
- (7) 府誌上

5. 神社・寺院制度

前述したように1868年の神仏分離によってそれまで封建支配の一環であった仏教の特権的地位がくつがえされた。ついで1870(明3)大教宣布の詔がでると神道による教化がすすめられていった。これに併行して神社、寺院制度に改変が加えられたのであるが、それについて簡単に補足しよう。

1871(明4)年5月太政官布告をもって、神社の社格を分け、神宮、官幣社(大中小)、國幣社(大中小)、府県社、郷社、村社の7段階の社格が定められた。このとき府下では第1表のように官幣大社6社(全国29社)、官幣中社6社(全国6社)、國幣中社2社(全国45社)が列格した。また1872(明5)年別格官幣社の格が設けられ、府下では1885(明18)年までに4社が列格

第1表 社 格 別 神 社 数

| 区 分 | 神 社 名 | 神 社 数 | | | 全 国 |
|-----------|---|-------|-------|-------|-----|
| | | 明13 | 14 | 21 | |
| (官 社) | | | | | |
| 官幣大社 | 賀茂別雷(上賀茂)、賀茂御祖(下賀茂)、男山、松尾、平野、稻荷6社(以上明4)、平安(明27) | | | | 29 |
| 官幣中社 | 梅宮、貴船、大原野、吉田、北野、八坂6社(以上明4)、白峯(明6) | 16 | 16 | 17 | 6 |
| 別格官幣社 | 豊國(明6)、護王(明7)、建勲(明8)、梨木(明18) | | | | |
| 國幣中社 | 出雲(南桑田郡)、籠(与謝郡)2社(以上明4) | 2 | 2 | 2 | 45 |
| (諸 社) | | | | | |
| 府 社 | 宗像(明10) | 1 | 10 | 10 | |
| 郷 社 | | 57 | 59 | 67 | |
| 村 社 | | 1,047 | 1,048 | 1,034 | |
| 無 格 社 | | — | 571 | 1,865 | |
| 境 内 無 格 社 | | — | 2,721 | 3,807 | |
| 計 | | 1,123 | 4,427 | 6,802 | |

注 官幣小社、國幣大小社は府下該当なし。八坂神社は大4官幣大社に昇格。

資料 府史、府誌、日本宗教制度史

したが、いづれも全国に比し大きい割合を占めている。郷村社の列格は多く1873(明6)年中指
定され、以後列格または昇格したものもある。府社は1877(明10)年宗像神社^{むなかた}の列格を始めとし、
1881(明14)年中に昇格したものが多い。

また門跡寺院・由緒寺院についても大きい変化がおこった。すなわち宮門跡・摂家門跡・准
門跡などの門跡寺院はそれまで特殊の厚遇をえていたが、1871(明4)年5月太政官布告によ
つて門跡の称号は一切廃止されることになり地方官の管轄となつた。ついで6月17日の太政官布
告で仁和寺・大覚寺を始め御所号・門跡号・院家・院室等の名称廃止を達せられ、寺禄はこの
年すべて従来の石高の1/4となり、1874(明7)年遞減され、1875年金禄に改訂された。これに
よって門跡寺院と比丘尼御所(由緒寺院のこと)は非常な打撃をうけ、1875(明8)年京都府権
知事槙村正直の太政大臣三条実美に対する建言などによって特別の御手許金ができるようにな
つて、寺院永続の方途がついたのであった。なお、門跡称号の廃止は1885(明18)年になって門跡
号の私称を許された。お手許金については年表(1871年)に掲げるところである。

皇室と寺院

6. 神社・神道

明治政府は、国家の新しい宗教政策を推進するにあたって、「神武創業の始に基く」という
復古の思想をかけ、復古派神道者の国学思想を採用して仏教をしりぞけ、祭政一致・神道國
教化政策をうち出した。しかしながら、近代化に逆行する祭政一致の政治形態や、復古派神道
のもつ排他性は、現実にさまざまの矛盾をうみ出し、やがて、氏子調の中止(明6)、大教院の
廃止(明8)、教部省の廃止(明10)、教派神道の分離独立(明15)など、信教自由思想の抬頭とあ
いまって、政教分離の方向へと進み、祭政一致、神道國教化の政策は後退と変質をとげ、その
後明治憲法のもとに国家による特別の保護を受けながら、新たに抬頭する国家主義と結合
し、行政的には、一般宗教行政とは異った扱いとなった。

このような明治神道界の動向のなかで、皇典講究所の果した役割を見落してはならないであ
る。皇典講究所は、古典礼制の講究、道義立国の大本を樹立する目的で、1882(明15)年11月
4日開校され、京都府においても下京区寺町綾小路に分所が設けられた(明38年東山に移転)。
そして府県社以下の神官はこの講究所を卒業または講究所における試験を通過していること
が採用の基礎資格であった。1889(明22)年には、府下の神官会議が京都皇典講究分所で開催さ

れ、府内神官取締規定を定め宮津にも分局を設置するなど、講究所は神官の管理と統轄にも当
たった。講究所は1945(昭20)年1月神道指令により閉鎖されるまで存続したが、神道界や思想界
において果した役割は実に大きなものがあった。

古来府下には、賀茂、松尾、稻荷、貴船、北野などをはじめとして名神大社が多く存在して
おり、延喜式「神名帳」所載の神社で府下に存在するものをみても271座を数えることができる。

維新以後、仏教にかわって神社神道が、国教として重んぜられるとともに、これら旧来の神
社に加えて、いくつかの神社が新たに創立または再興せられた。府下において、その著名なもの
をあげれば、1868(明1)年8月、阿弥陀ヶ峯にある豊臣秀吉の御廟を中心に再興した「豊國
神社」(明31神殿竣工)、明治元年9月讃岐国白峯より崇徳天皇の神靈を奉還し、明治6年淡路
國天王森山陵より淳仁天皇の神靈をむかえて合祀した「白峯神社」(上京区飛鳥井町)、もと高
雄山神護寺の鎮守を上京区烏丸通下長者町に遷座した「護王神社」、(祭神、和氣清麿)、1880
(明13)年7月東京より舟岡山へ織田信長、信忠の神靈を遷座した「建勲神社」、1885(明18)年
10月、三条実方を祭神にして創祀した「梨木神社」(上京区染殿町)、1894(明27)年平安奠都千
百年を記念して創祀された平安神宮(祭神、桓武天皇)、1889(明22)年創立の「東丸神社」(祭
神、荷田春満)などである。

さらに、このような著名な歴史上の人物をまつる神社とともに、招魂社の創建が注目される。
招魂社は嘉永6年以来、戊辰戦争戦死者をはじめ、維新前において国事に殉じた志士、將卒の
靈を祀ったものであるが、府下では、東山靈山にまつられた9社149人のほか、東福寺竜吟山
に2社454人、大雲院に2社49人、戒光寺に1社3人、丹波山国村に1社7人が祀られた。1875
(明8)年1月に至り、京都をはじめ地方の招魂社祭祀の英靈は東京招魂社に合祀され、さらに
1879(明12)年、東京招魂社は靖国神社と改称し別格官幣社に列した。一方、東山その他の招魂
社はそのまま存続し、財団法人養正社により私祭が続けられ、明治26年9月には、元治甲子殉
難志士の30年祭を、大正2年10月には同じく50年特別祭典が、いづれも東山靈山招魂社で執行
された。

講社、奉賽会の結成

さきの上地により、経済的基礎を失った多くの神社は、維持がきわめて困難となり、氏子の
醵出金またはその一社の収入で維持をはからねばならなくなつた。

官・国幣社においても、1874(明7)年9月、経費の定額が定められ支給されたが、1887(明20)年3月にはこれを廢止し、一定の保存金を15年間配付することにより、神社の独立・自営の方針が打ち出され、明治39年経費の国庫支弁が決定するまでこの方針は維持された。

このような事態に対処するため、多くの神社は講社や奉賽会を結成し、講員や信徒氏子の醵出金で社殿の修造や祭典の経費をまかない經營を維持した。府下においても、このような講社の結成は第1表のように盛んにおこなわれ、神殿の修復・調度備品の購入、私祭の挙行費などの経済面を負担した。

第1表 講 社 結 成

| 神 社 名 | 講 社 名 | 年 月 |
|-------------|-------------|--------|
| 伏見稻荷 | 瑞穂 | 明 8・2 |
| 豊國 | 開運 | 9・6 |
| " | 豊永 | 23 |
| " | 豊国会 | 23 |
| 御香宮 | 和樂 | 11 |
| 松尾 | 松尾 | 18 |
| 護王 | 和氣 | 21・4 |
| " | 奉賽 | 35 |
| 平安 | 平安協会 | 29・6 |
| 北野 | 北野 | 32 |

このような神社の経済的基盤の変化と併せて注意されるのは、明治維新に廢止された諸社の臨時祭の復興である。1884(明17)年には賀茂社の臨時祭(5月15日)や石清水八幡の放生会(男山祭)が再興され、翌1885(明18)年7月には八坂神社の練物の一つが復活し、1894(明27)年には上賀茂神社の神楽が旧神官有志により再興された。また翌28年6月には、宇治県神社の県祭が古式に復した。このように多くの神社が臨時祭を復活していった背景には、神社が国家の政策的保護下にあるとはいっても、現実には、氏子、信徒の精神的・経済的支持を無視しては、その維持經營はきわめて困難であった事実にもとづくものと考えられる。

7. キリスト教・天理教・その他

プロテスタントの日本伝道は、アメリカンミッション=ボード(組合派)のグリーンによって1870(明3)年3月に神戸から始められた。明治新政府は、維新後もなおキリスト教禁制を踏襲し、国内におけるキリスト教の伝道をきびしく禁止していた。しかし、安政6年以来リッギンズ、ウィリアムス、ヘボン、ブラウンなど数多くの外人宣教師が医療や教育に名をかりて渡

来し、伝道の解禁を待った。グリーンが来日したのは、開国とそれに続くキリスト教諸国による新政府に対するキリスト教解禁要求がつけられる前夜であった。ついで翌4年にはギュリキとデビスがあいついで来日し、まず神戸に英学校を設立し、英語と数学を教えながらキリスト解禁を待った。1873(明6)年2月24日、待望のキリスト解禁とともに、デビスは神戸の英学校で聖書講義を開始し、7年秋には専門のキリスト教伝道者を養成する機関も併設し、積極的に伝道活動に取り組み、関西における組合派の最初の拠点をつくった。

京都におけるプロテスタント伝道は、1872(明5)年入京したギュリキとゴルドンにより開始されたが、軌道に乗るのはデビスが京都に居を移した明治18年頃からのことである。日本聖公会やカトリック、あるいはギリシャ正教やプロテスタント各派が明治の末までにほとんど入京し、いずれも教会建設とそれを中心とした聖書講義と教会中心の伝道活動をする点で全く変わらなかったが、組合派は新島襄を得たことによって、他のいかなる教派よりも偉大な足跡を京都に残すことになった。京都のキリスト教史は組合派と新島と同志社の歴史であると言っても過言ではあるまい。

新島が函館から密出国して以来10数年ぶりに帰国したのは明治7年、彼が32歳のときである。在米以来新島は、日本にキリスト教主義を基調とする高等教育機関の設立を夢みていた。その志を抱いて新島は、まず大阪に出、単身でキリスト教学校設立の運動を開始した。設立資金には新島が在米中に募金し、アメリカン=ボード本部に依託した5千ドルが用意されている。しかし新島の「キリスト教主義を基調とした近世学術一般を教える高等教育機関」の設立の主張は、アメリカン=ボードの宣教師らの「聖書を教え、キリスト教伝道に直接従事する者のみを養成する学校」を設立せよ、とする主張と対立し、一時はまったく学校設立は困難かにみえた。しかしデビスの助けもあって、アメリカン=ボード本部の了解も得、大阪に私立学校設立をはかることになる。木戸孝允の紹介を得た新島は大阪府知事渡辺に設立認可を求めたが、再三の交渉の努力もむなしく反キリスト教の渡辺知事の認可を得ることができず大阪での学校設立を断念した。新島が京都に乗り込むのはこの直後のことである。木戸孝允のはからいで京都府知事楳村正直を知り、津田仙を通して京都の有力者山本覚馬を知り、デビスとともに新島が入京したのは1875(明8)年6月のことであった。まず学校敷地としては山本覚馬から山本所有の薩摩屋敷との土地約6,500坪をゆずり受け、8月23日には同志社を結成し、学校設立認可を得て授業開始のはじびとなったのは、11月29日である。寺町丸太町上ル松蔭町18番地の旧高松邸の一部を借りうけ、それを仮教室として「官許同志社英学校」の名札をかけて授業を開始したときには、新島とデビス、それにわずか9人の生徒が集まっただけであった。開校はしたが

京都市内の仏教徒のキリスト教学校設立反対運動はかなり激しく、実際には人材が集まらず経営も困難であった。こうした時期に同志社の危機を救ったものは、1876(明9)年9月18日の熊本洋学校生20人の転入である。この中には、のちの組合教会の指導者小崎弘道・海老名彈正・宮川経輝や徳富蘇峰らもいた。彼らが明治期のわが国のキリスト教の発展につくした功績はきわめて大きい。

同志社設立にあたっては、府知事により、仏教徒らへの配慮から、聖書講義の授業が削除されていた。新島は同志社の内容の充実をはかる一方、明治9年の秋から冬にかけて、京都市内に3つの教会を設立し一般への伝道にも熱を入れた。さらに1886(明19)年に新島は宣教医ベリーと看護婦学校を設立、20年には同志社病院仮診療所を開院、23年には波理須理科学校を設立するなどして目ざましい発展をもたらした。こうした発展途上の23年1月、新島は大磯で亡くなつたが、すでに京都におけるプロテスタントは新島によって定着された時期であった。

府下におけるプロテスタントの伝道は、やはり同志社英学生らによってはじめられた。1877(明10)年6月堀貞一は龜岡で伝道、14年には、龜岡の村上太五平らが組合教会龜岡耶蘇教義所を設立したのをはじめ、府下各地で組合派の伝道活動が展開され、龜岡に丹波基督教会が設立されたのは明治17年のことであった。この丹波基督教会を拠点としてしばしば仏教徒の妨害にあいながらも、さらに船井郡殿田村・南桑田郡田能村・船井郡須知村・竹野郡岡野村・福知山・綾部などに次々と会堂が建設されている。

プロテスタントが新島と同志社という形で派手に登場し京都に定着したのに反し、カトリックの京都伝道はきわめて地味であった。パリ外国宣教師のビリオンが神戸から京都に移住したのが1879(明12)年9月。高倉二条上ルの民家に住み伝道の機を待つたが、伝道は許されなかつた。最初の受洗者を得たのは14年、中村好太郎と磯村貞俊という協力者を得て本格的な伝道活動を開始したのは明治17年になってからのことである。明治23年には河原町三条に教会堂を建設し、教会を中心とした伝道活動を展開した。府下では、明治29年に宮津に教会堂を建設したが、教勢はあまりふるわなかった。

同じく旧教では、日本正教会が1883(明16)年に園部に会堂を建て、22年には京都市内に進出、押小路高倉西入ルに講義所を設立し、明治36年には、住民の激しい反対運動にあいながらも、柳馬場二条上ルに教会堂を建設するまでになった。しかし翌37年には日露戦争の影響で信者は激減し、資金もとだえ、伝道活動もふるわなくなった。

さらにおくれて1889(明22)年、日本聖公会が京都に伝道を開始した。この時期には、すでにキリスト教各派は、京都市内に進出、講義所や教会を設立しており、聖公会の京都進出には、

ややたちおくれの感があった。大阪から入京したチングは22年11月、高橋敬と共に五条橋東に講義所を設立、伝道を開始した。翌23年には縄手三条下ルに三条講義所、四条烏丸東入ルに四条講義所を設立。さらに27年には平安女学院を開校、また30年頃から府下の桃山・宮津・舞鶴などに伝道し、31年には西舞鶴に講義所を設立するまでにいたつた。この後も、市内に聖三一教会・聖マリア教会・聖ヨハネ教会などが次々と整備され教会数も組合教会のそれをしのぐほどになる。しかし、内実は、信者数も少なく説教日に集まる者も数人に満たない状態であった。

組合派・カトリック・正教会・聖公会をはじめ弱小教団も、京都に進出し、その伝道活動の地歩をかためたが、教勢は伸びなやみであった。教会数の増加だけから見るならばキリスト教は急激な発展をとげたと言えるが、信者数からみると、それほど伸びていない。外人牧師や牧師の持ち込んだ伯来品と伯来文明へのあこがれと好奇心から教会を訪れるものは少なくなかつたが、教会信者として定着した者はきわめて少なかつた。

1838(天保9)年北大和の中山みきによって創唱された**天理教**は、安産と病気なおしの神として急速に周囲の農民の信仰をあつめ伸張してきたが、神道的な教義をつくりあげていく過程で、神道側からも仏教側からもしばしば激しい圧迫をうけ続けてきた。その天理教が天理王明神として神祇管領の吉田家から布教の認可をうけたのは1867(慶3)年7月になってからのことである。しかし、せっかく得た吉田家による布教の認可も、翌年の維新で無効となり、さらに神道の国教化をはかる新政府による天理教圧迫の度は強まる一方であった。慶応4月3月祭政一致・神祇官復興を布告して以来、新政府は、国民の日常生活に密着して教線の拡大をはかる天理教などの民衆宗教を、天皇制の国民教化のための地ならしと、人民啓蒙の観点から、きびしい取り締まりの対象としてきた。1873(明6)年ごろには官憲による干渉が露骨となり、7年には参拝の信者の中山家への出入りを差しとめ、8年には呪術などによる病気なおしを理由に中山みきを逮捕、さらに16年には大和三島で雨ごい勤めを行なつたみきらを拘引、17年には激増する信者の群集をおそれ毎月の集会日前後にはみきを監禁するまでにいたつた。新政府はこうした弾圧を通して、民衆宗教を国家神道を中心とする国民教化運動の統制下にくみこもうとしてきた。中山みきは、新政府による宗教統制をはねのけ、国家神道への従属を通してしか公認されない自己の教団の存続の危機の中で心定めが第一と説き続けた。しかし明治20年代になると、すでに全国的な規模でひろまつた天理教は、布教の合法化のために教会公認の運動をせざるを得なくなり、国家神道にそつた教義にぬりかえて神道本局に所属し、明治41年になってようやく公認された。

京都の天理教では、公認以前の明治20年代に河原町分教会が、深谷源治郎によって設立され、教会発展の基礎をきずいたことをのべておくべきであろう。河原町分教会（今日の河原町大教会）設立の過程において京都における初期の天理教の様子のすべてを知ることができる。

1876(明9)年、中京区知恵光院中筋西入ル菱屋町の奥六兵衛は、河内古市村で入信、12年には京都市内で布教活動を開始し、鑄物師・鍛冶屋などを次々と獲得して14年11月には京都最初の天理教講社「天倫社明誠組」を結成した。この最初の講社を結成するころ、京都市内には、七条大橋付近をはじめ各所に信者が散在し、その数も未組織ながらかなりの数にのぼっていたと伝えられている。奥六兵衛は、これらの信者も同時に明誠組の中に組み入れ組織化した。しかし、明誠組は2年後に深谷源治郎ら7人の脱会をきっかけに組織が分裂、新たに深谷を講元とする斯道会が結成された。深谷が奥のもとで入信したのは明治14年。深谷の明誠組脱会の理由は明らかではないが、国家神道を中心とする国民教化運動の統制下にくみこもうとする政府の天理教弾圧政策と無関係ではなかったものと思われる。奥はどちらかと言えば「律よりも心定めが第一」とする教祖の心に忠実であった。だが、それは弾圧の危険をはらむものでもあった。深谷もまた教祖の教えに忠実ではあったが、官憲の圧迫をかわし、教勢の温存と充実をはかるために柔軟な布教方法を心得ていた。こうした布教方法における基本的姿勢のくいちがいは、そのまま分裂後の両者の布教に持ちこまれ、府下においても明誠組と斯道会の衝突がくりかえされた。20年ごろには、明誠組の信者のほとんどが斯道会に吸収された。京都市内では1885(明18)年に河原町三条に斯道会が勤行場をもうけ、またたく間に明誠組の信者を吸収。21年には大黒町の集談所に勤行場を移し、組織もかたまり河原町分教会の設立の基盤を整え終えた。ここに斯道会は明誠組を押えて京都における天理教の主流として今日に残ることになった。のちに斯道会の分講は全国各地に及び、河原町大教会をはじめ28の大教会を生む。

府下における初期の天理教浸透状況については、1891(明24)年の河原町分教会信徒名簿などにも詳しく記されているが、斯道会の分講は、宇治田原村・亀岡・大原・乙訓郡寺田村・葛野郡東梅津・北桑田郡小塩村・上桂村・南桑田郡篠村などにのびていたことがわかる。また一方、八幡町・亀岡・山国などへは、大阪府三島郡島本町の天地組から布教の線が伸び、19年には西陣から大原方面にもひろがった。20年代には京都市内と同様府下においても天理教は、仏教・神道にとってあなどりがたい勢力を持つにいたった。22年12月15日河原町分教会が設立され、ついに斯道会の天理教は、今日の繁栄の礎石をきづいた。

金光教は1883(明16)年に中根米次郎により、下京区油小路松原下ル（今日の平安教会）で布

教が開始され、伏見・島原などで、教線をのばし、23年ごろには、京の廓で金光教を信じぬ者がないほどになった。また出雲大社教は32年5月に山城・丹波・丹後・近江を管轄するため京都本部の設立を決定、36年には救世教の大道長安が京都市内で布教を開始した。**大本教**は明治25年1月に出口なおによって創唱されたが、明治年間においてはまだ、その信者数も1千人に満たない小教団にすぎなかった。

8. 仏教とキリスト教

仏教は、明治政府の神仏分離政策で国教的地位を追われ、さらに廢仏毀釈の運動によって強い打撃を受けた。その失地回復をめざす運動とあわせて、今一つ問題となったのはキリスト教対策であった。

仏教各宗は、キリスト教排斥の姿勢を保ち、明治政府の神道国教化政策に同調しつつ、常に攻撃的、保守的態度を堅持したのである。すでに慶應3年、東本願寺は耶蘇教取締掛を設け、西本願寺も1860(明元)年破邪顕正用掛を設け、キリスト教防禦策を研究させるなど護教的姿勢を示し、明治初年には両本願寺とも破邪僧を長崎に派遣した。仏教各宗はそれぞれ個別的にキリスト教対策に頭を痛めたが、各宗合同でも対処の方法を協議した。1871(明4)年12月京都興正寺で初会合をもった「諸宗道德会盟」の結成は一方で政府の神仏分離政策に対処するとともに、キリスト教防止を目的とするものであった。会盟は翌5年仁和寺で再会、誓約をかわしたあと、キリスト教防止の歎願書を政府に提出し、ついで4月には、東京の増上寺で会合し、審議問題8カ条、会盟規則13カ条の制定をおこない、毎月破邪研究会を開催した。その運動成果はいわゆる大教院設置をもたらすに至ったのである。

このように仏教各宗は、政府の宗教政策に迎合しつつ、国家意識に裏付けられたキリスト教攻撃の態度を明確にしていったが、明治10年頃より20年頃にかけて、全国各地で仏教徒とキリスト教徒との間に激しい論戦がおこなわれた。京都においても、1881(明14)年7月平井金三ほかの摂憂会員は駁耶演説会を開催し、同志社員のキリスト教演説会と市内各地で激しく対立するなど、市内や府下でしばしば同様の事態が引きおこされ、時に流血の惨事に及ぶこともあった。

1889(明22)年帝国憲法が制定され信教自由の原則が確立すると、欧化思想ならびにキリスト教の流行を憂慮して、仏教各宗は民族意識の高揚に歩調を合せた新しい護法運動すなわち「破邪顕正」の運動を展開してくるのである。1888(明21)年には山岡鉄舟などによって「大日本国教

大道社」が結成され、儒仏神の三教が協同一致してキリスト教に対抗せんとした。1889(明22)年に結成された「尊皇奉仏大同団」は仏教と国家思想との融合をめざしつつ、そのなかで仏教の興隆をはかるうとしたものであった。仏教のキリスト教排斥運動は、明治20年頃最高潮に達した感があるが、さらに1891(明24)年には、キリスト教徒内村鑑三不敬事件を契機として、仏教はその言論機関を動員してキリスト教にはげしい圧迫を加えるに至った。すなわち内村が天皇親署の教育勅語の礼拝を拒否したとして、キリスト教が日本の教育方針にそぐわない宗教であるとして、はげしく非難をあびせかけたのである。とくに井上哲次郎は『教育と宗教の衝突』を著して、この点を強調し、また井上円了も『真理金針』『仏教活論』『忠孝活論』などの著書で、キリスト教が仏教と異って、近代自然科学の立場と矛盾する点を指摘し、仏教の優位を主張しつつキリスト教を誹謗し、キリスト教排斥運動の理論的背景を与えた。1898(明31)年のキリスト者教誨師採用に対する仏教徒の反対運動や、1899(明32)年12月山県内閣が提案した新しい宗教法案に石川舜台をはじめ仏教各宗が反対し、仏教の既得権を守りキリスト教に対抗した反対運動も、このような仏教教団の基本的姿勢のあらわれとみることができよう。

このように仏教は学問あるいは国民道徳の立場からキリスト教を非難排斥したのであるが、明治30年頃から排斥運動は次第に下火となり、1896(明29)年の「宗教者懇談会」においては、たがいに仇敵視した神道、仏教、キリスト教の代表者が、なごやかに一堂に会して語り合うまでになった。宗教としての各々の立場と役割が、次第に自覚され、認識されてきたためと言えよう。1907(明40)年以降ユニテリアンを媒介として、仏教とキリスト教が接近し、木下尚江の『法然と親鸞』を生んだことや、キリスト教の活発な社会事業や布教活動が仏教各宗に大きな影響を与え、明治仏教の社会化と近代化をうながしたことも明治後期における両者の関係を考える上に見のがしてはならないであろう。

9. 教団再編成と大同団結

江戸時代以来、幕府権力の末端機構に位置し、特別の保護を与えてきた仏教各宗は、明治政府のとった神仏分離、三条教則の公布、教部省の設置など、一連の神道国教化政策のなかでその地位を追われ、僧侶は無用消穀の民であるとして排斥され、国家との密接な関係を断たれ、はじめて存亡の瀬にたたされた。それはかえって仏教教団に從来のあり方に対する深い反省と宗教的自覚をよびさますこととなったが、教団内部においては從来の機構制度の再編成をおこなって近代的に脱皮するとともに、教団相互に大同団結して事態に対処し、体制をたてな

おしてこの危機を乗りきる必要にせまられたのである。歐州視察から帰期した北畠道竜は、各宗割拠の弊害を指摘して、仏教各宗が大同団結する必要を説き、新たに釈迦教の創設を唱えたが、1868(明元)年11月、一向宗の興正寺撰信がまた京都相国寺独園や西本願寺の針水らが諸宗管長ら僧侶によりびかけて結成した「諸宗道徳会盟」は、明治初年における仏教界の大同団結を示すものである。仏教各宗の旧弊一洗が課題の一つとしてとりあげられる動きのなかで、仏教各宗は、明治初年から教団機構の整備に着手した。西本願寺においては、島地黙雷や赤松連城の建白をうけ入れ、門主明如は1868(明元)年改革に着手し、従来の坊官制を廃止した。東本願寺についてみると1971(明4)年10月やはり坊官制度を廃して寺務所を開いたが、京都府権参考事楨村正直の協力と指導のもとに、教団の改革に着手し、1872(明5)年渥美契縁、石川舜台らは京都府より改正掛に任命されている。寺務所、学寮を改革し、翻訳局を新設してサンスクリットやキリスト伝の翻訳をおこない、また編集局において聖教の編纂にあたった。とくに教団機構の整備に留意し、全国各地に寺務出張所を設けて本山と末寺の関係を改善し、地域的な寺院の団体である「組」を設けた。おおむねこれらの改革は明治9年頃までに完了した。

東西本願寺のみならず、このような教団内部における再編成の事業が進展すると、一方で分派独立の傾向が顕著となってきた。すなわち1874(明7)年における融通念仏宗の独立、1876(明9)年臨済宗から宇治万福寺を本山とする黄檗宗の独立、下京区桜之町の誓願寺を本山とする浄土宗西山派の別立、真宗本願寺派より興正寺を本山とする興正寺派の別立、1878(明11)年真言宗仁和寺、大覚寺、広隆実、神護寺の総本山としての独立と輪番管長制の実施、1881(明14)年臨済宗における妙心寺、大徳寺の分離独立、あるいは1884(明17)年浄土宗東西両部の合併と知恩院、黒谷光明寺、芝増上寺による交替管長就任制の実施などである。このような仏教各宗各派の分離独立や宗制改正、布教制度の刷新などの教団再編成の事業は、明治20年以降も各宗で本格的に実行された。

次にこのような動きのなかで明治後期における仏教各宗の大同団結に注意しておこう。1897(明30)年東本願寺の首席参務となった石川舜台は、1899(明32)年山県内閣の提出した宗教法案に対する反対運動を契機に、日本仏教の大同団結をはかり、各宗本山に呼びかえて、同年京都建仁寺で仏教各宗大会議を開催し、「大日本佛教徒同盟会」を結成した。またシャム王室よりの仏骨寄贈にあたっても、これを大同団結を実行するための機会として活用し、各宗派管長会議を開催し、全日本仏教を含めた「日本大菩提会」を結成、遺骨奉安殿である覺王殿の建立や教育、社会事業の整備と発展をめざした。さらに海外にも眼を向け、ラマ教の保護や欧米、中国に対しキリスト教の布教について警告をおこなった。このように、明治後期の仏教教団の大

同団結は、失地回復をめざす前期のそれとはことなって、日清戦役を経過した国家の新しい発展を背景に、国内外における仏教の一層の普及浸透と、その社会化をめざして意欲的になされたところに留意せねばならないであろう。

10. 仏教の近代化運動

明治の仏教教団は、政府の宗教政策に迎合しつつ、一般に保守的姿勢をとったのであるが、近代化の潮流にうながされて、いくつかの仏教近代化の試みがなされた。

教団機構の近代化については、すでにふれたように、新しい時代に相応する宗制法規、布教規則、住職規定などの制定がおこなわれ、キリスト教の教線拡張に対処する必要もあって、明治23年以降各宗とも本格的に実行するところとなり、相当の成果をあげた。とくに率先して宗制の改革を断行したのは西本願寺であったが、例えばその集会制度は、代議制の精神をよくとり入れたものとして、議会制度の模範とされた。東本願寺においても南条文雄、村上専精、清沢満之らは1895(明28)年本願寺事務改革の建白書を提出しており翌明治29年には『教界時言』を創刊して大谷派本願寺の体制改革を全国末寺に訴え、そのため全員本願寺より除名処分をうけるなど、革新的な僧侶は、教義教理の近代化とともに、機構の近代化に活動していることは注意せねばならない。

さて仏教の近代化運動として、まず第一にとりあげねばならないのは、島地黙雷などによる政教分離運動である。島地は1872(明5)年仏教が政府の統制下にあって、神道に従属しつつ国民教化の活動をおこなう大教宣布に反対の建白書を呈したが、その後数年引き続き努力をかさね、1877(明10)年の教部省廃止、1884(明17)年における教導職の全廃から憲法による信教の自由へと漸次信仰の自由、仏教の自主独立への運動に力をつくした。これは神道に対する仏教の失地回復という護教的色彩が認められるとしても、国家神道への隸属から仏教を脱脚させ、宗教の政治からの分離を獲得したところに、仏教近代化の歴史において高く評価されねばならないものがある。

このように对外的な、いわば政治面における近代化運動とともに次に教理、仏教学、仏教史の近代化が注意されねばならない。

すでに、井上円了は『真理金針』などの著書において、近代自然科学を基準とした哲学としての仏教の位置づけをおこなったが、真宗大谷派の僧侶清沢満之は、1900(明33)年暁鳥敏、佐々木月樵、多田鼎らと精神主義運動を開始、その塾を浩々洞となづけ、翌明治34年には雑誌

『精神界』を創刊し、真宗の教義に、ヘーゲルやエピクテタスの西洋哲学を導入して、新しく、真宗信仰の自律的な展開に成功し、教理、教学の近代化に貢献した。

また仏教学の面においても高楠順次郎、姉崎正治、南条文雄、笠原研寿ら海外留学があいつぎ、ヨーロッパ仏教学の科学的な原典研究の姿勢を学んで科学としての仏教学研究は大いに進展した。1905(明38)年村上専精は『仏教統一論』第三編を刊行し、歴史的な見地から仏教成立の背景と教理の展開を研究し、そのなかで大乗非仏説論を唱え、在来の宗学中心の主観的、非科学的仏教研究の蒙を啓いた。

また仏教史の科学的研究も盛んとなり、1894(明27)年には、村上専精、境野黄洋らにより雑誌『仏教史林』が刊行され、従来の宗派的偏見をはなれて、客観的、科学的に釈迦以後の仏教の歴史的発展が研究されるに至った。しかし、研究者の多くが、僧籍を有する教団人であったために、今一つ自由な研究の進展は徹底を欠いたのである。

明治の仏教近代化運動で、いま一つ注意にのぼるのは、教団を離れた立場からの近代化運動である。1894(明27)年古河勇は雑誌『仏教』に、「懷疑時代に入れり」を発表し、新仏教運動をはじめたが1899(明32)年境野黄洋、高島米峰、渡辺海旭、加藤玄智らは「仏教清徒同志会」を結成、翌明治33年には、雑誌『新仏教』を創刊して、教団や政府の統制をはなれた自由な立場から仏教を研究し、その成果を社会の改革にふりむけようとしたのである。彼等は日露戦争にも批判的姿勢をとり、社会主义運動にも理解を示すなど、きわめて前進した近代的な仏教思想の樹立につとめたことは、仏教近代化の歴史上見逃せない功績といえるであろう。

11. 日清日露戦争への協力

資本主義経済の成長を背景に、海外に植民地を求めて軍事的進出がおこなわれ、日清・日露戦争が勃発すると、仏教各宗はこぞって軍事的進出を支持し、戦争の遂行に側面から協力した。これはキリスト教においても同様であって、仏教とキリスト教は相ともに従軍布教や慰問などに活動するようになったのである。

すでに、日清戦争のおこった翌1894(明27)年真宗の僧籍をもつ井上円了は、『戦争哲学一班』を公刊して、戦争遂行を説いた。また東西両本願寺は軍隊慰問使を派遣し、仏教各派とも従軍布教使や慰問使の派遣があいついた。また京都では明治28年2月、知恩院門主を導師に迎えて下鳥羽村小枝河原で、外征戦死者追弔大法会を修行し、翌29年2月には高台寺山内で各宗本山総代が出席し仏教各宗共同による軍人戦病死者に対する追悼大法要を執行した。

1899(明32)年、真宗大谷派は軍隊布教を開始したが、1904(明37)年日露戦争に際しては、仏教各宗は従軍伝道使を派遣した。キリスト教青年会では満州で天幕伝道を行っている。同年5月には、黒田真洞、前田慧雲はキリスト教の本多庸一や神道の柴田礼一らと東京で宗教家大会を開催し、日露戦争が東洋永遠の平和のためのものであると説いて戦争の正当化をおこなった。また、西本願寺の大谷光瑞に対し、日露戦争にあたり、「門末一般ノ奉公ヲ獎励シ、又汎ク従軍僧侶ヲ出征部隊ニ派遣シテ士氣ヲ鼓舞」したことに対する感謝の沙汰書が下附されているのも、仏教の軍国主義に対する協力の姿勢をよく示すものである。

仏教青年会、仏教婦人会も戦争協力体制をとり、真宗大谷派では、1900(明33)年奥村五百子らによって愛国婦人会が結成された。1904(明37)年には大橋半次郎らを発起人として報国仏教青年会が設立されている。同年、真宗大谷派においても、真東止善は同志八田一精らと「七生報国会」を結成し出征軍人家族の慰問などにあたった。

このように仏教教団は内外ともに、戦争への協力体制をとったが、この立場はその後太平洋戦争に至るまで一貫して維持されたのである。仏教が戦争に批判の眼を向けることなく、軍国主義的な国家体制への追従に終始したことは、仏教本来の救済と平和の精神にもとづく近代化の歴史に暗い影を落すものであったことはいなめないであろう。

12. 学寮・大学林・宗立大学・僧侶養成機関の発展

仏教各宗は、直接的には護法、すなわちキリスト教対策の一環として、また広く教団の近代化をはかり、新知識を身につけた僧侶を養成し、流動する時代社会に対応するため、これまでの学林制度を改めて学校組織を取り入れ、学寮、大学林、宗立大学などの僧侶養成機関の整備、設立をおこなった。

すでに、1868(明1)年8月西本願寺は従来の学校に外学科を設置したが、同じく東本願寺も学寮の分校を高倉に開設し、「護法場」と命名、従来の伝統的な宗学のほかに洋学科を設置してキリスト教の教義や歴史、あるいは神道の研究をおこなった。

1873(明6)年東本願寺は石川舜台を中心に教団の改革に着手したが、1875(明8)年に至り、欧米の学校制度を参考に、本格的な宗立学校の開設にふみ切った。すなわち宗派の学校を大教校、中教校、小教校に分け、さらに中・小教校の教師を養成する教師教校および能力ある寺院子弟に秀才教育を施す育英教校を開設した。育英教校と教師教校には給費制度を設けた。大教校には「高倉大学寮」(明6、貫練場と改称)をあて、中教校は全国各地の東本願寺寺務出張所に設け、

小教校は、まず京都貫練場内に設置し、ついで翌年大阪、東京、三河、尾張など全国15カ所に開設した。

「貫練場」においては、1875(明8)年6月規則を改めて専門科と普通科を設置し、普通科の教科に、地理、史学、博物、物理、政治、法律、耶蘇教、回教などをとり入れ、広く西洋の新しい学問や世界の宗教を教授することとした。その後、大教校は1879(明12)年に「貫練教校」と改称し、1882(明15)年に「真宗大学寮」と改称した。

次に、西本願寺においても1875(明8)年門主明如は赤松連城らに命じて大学林制度を改革し、専門科のほかに普通科を設置、一般学校と同じく学級制度を採用し、従来の安居の制度を縮少した。普通学には、余乗(仏教学)のほか、地理、物理、英学、史学を教授し、近代社会にふさわしい僧侶の教育をめざした。翌明治9年には学制を改定して「西本願寺学林」を大教校に指定し、明治12年5月には大教校の校舎を本山坊官の旧跡(現在の竜谷大学文学部本館の位置)に新築し、校長に赤松連城を任命した。さらに1887(明20)年大学寮規則を制定し、考究院、内学院、文学寮を設置し、また普通教校を文学寮に統合した。

以上、東西両本願寺について、明治前期における学寮の整備の過程をみたのであるが、各宗においても、学制改革はおおむね1892(明25)年から10余年間にわたっておこなわれ、すべてヨーロッパの学校制度をとり入れたものであった。すなわち宗学や仏教学に普通学科を必修の課程として兼修させたのである。次に順次各宗の動向をながめてみよう。

真宗仏光寺派は、1884(明17)年一時廃絶した「仏光寺学寮」の再興をおこない、浄土宗は、知恩院の名誉学天が明治元年勧学の告諭を各寺組中に達し、みずから經典・論語を講義し、青年僧侶らによって知恩院山内源光院に「仏教研究所」を設置、1870(明3)年には「浄土宗勧学所」を設け、1875(明8)年には山内入信院に「勧学本場」を開設した。翌明治9年に学制を制定し、知恩院勧学場を「浄土宗々学校西部本校」とし、さらに明治10年「浄土宗学校」と改称して旧華頂宮邸に移転、1884(明17)年「浄土宗西部大学林」と改称し、1887(明20)年大学林を廃止して、知恩院の管理下におき「浄土宗学京都支校」と改称した。

禪宗においては、曹洞宗は東京駒沢に1882(明15)年「曹洞宗大学林専門学本校」を開設したが、京都では、臨済宗南禅寺派が、自派の徒弟教育を目的に、1874(明7)年南禅寺内に「瑞竜学林」を設立、1887(明20)年に至って「南禅寺大学林」と改称した。

次に、真言宗は1876(明9)年京都智積院、高野山金剛峯寺、大和長谷寺に大教院付属の宗学林を開設し、「真言宗専門学林」と称したが、新義派は翌明治10年京都と東京に専門学林の設立を決定し、智積院のそれを西部学林とした。のち1881(明14)年東西両京に分立した智山専門

学校を智積院に合併し「智山大学林」と改称した。また古義真言宗でも明治19年「古義真言宗大学林」（のちの高野山大学）を設立した。

ところで、1886(明19)年には帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令が公布され、1894(明27)年には高等学校令、1903(明36)年には専門学校令が公布され、明治の後半は我が国における学校制度が本格的に整備されていった時期であった。仏教各宗においてもこの時期には、僧侶養成機関が本格的に整備され、専門学校としての体裁をととのえるに至った。

真宗大谷派においては、1886(明19)年「真宗大学寮」を安居と常在（専門部と兼学部）に分けたが、常在の兼学部においては、宗学や仏教学のほか普通中学校を兼修させた。さらに1894(明27)年学制の改革をおこなって大学寮、中学寮の2種とし、大学寮を本科、研究科、安居に分けた。明治29年には「真宗大学」と改称し、安居に関するものは「高倉大学寮」と称し別置した。そして1901(明34)年10月に至り、学風の刷新を目指し東京巢鴨に移転、清沢満之を学監に迎えるのである。また「高倉大学寮」の方も1907(明40)年専門学校令による学校とし「私立高倉大学寮」と改称している。明治44年には学校条令を定めて学制を統一し巢鴨から真宗大学を京都に移転せしめ高倉大学寮を併合して「真宗大谷大学」として開校、さらに「真宗中学」も新しく設置されるに至った。

西本願寺においても、1888(明21)年考究院、内学院、文学寮をもって大学林を構成することとしたが、1900(明33)年学林制度を廃止し、仏教大学、仏教高等中学、仏教中学を設立した。東京にもうけた仏教高等中学校は1902(明35)年「高輪仏教大学」と改称、京都のそれは「仏教専門大学」と称した。1904(明37)年4月東京・京都の両大学を廃して「仏教大学」を設立し、現在の龍谷大学の前身がつくられた。

浄土宗においては、1887(明20)年浄土宗西部大学林廃校後、浄土宗寺院連合により「京都宗学教校」として校務が継続されていたが、同年9月山下現有は鹿ヶ谷に「仏教専門学校」を設立した。また1901(明34)年には「浄土宗専門学院」（明31浄土宗学本校専門科を改称）を智恩寺から鹿ヶ谷に移転し、1904(明37)年には浄土宗大学院専門科と改称し、明治38年には浄土宗大学院を「浄土宗大学」と改称した。

また浄土宗西山派においても、明治40年「永觀堂普通学寮」を廃し、栗生光明寺山内の専門学寮を専門学校令の基準に合せ伏見街道へ移転せしめた。

禪宗においても、妙心寺派は、明治39年「花園学林」を中学程度以上とするための設備制度の改良を検討し、翌40年、学監兼主幹に關弘道を迎えて「花園学院」と改称している。さらに1911(明44)年には花園学院高等部を中学部から分離昇格させ、4年制の「臨濟宗大学」とした。現

在の花園大学の前身である。

真言宗においても、1901(明34)年高野山に「真言宗各派連合大学林」が設立され、1908(明41)年には東京に「豊山大学」が設立されたが、京都においても、1898(明31)年現在の種智院大学の前身である「真言宗京都高等中学林」を東寺内に設立した。

また、日蓮宗においても、1896(明29)年京都檀林会を設立し、中学林の設立事業に着手したが、1909(明42)年本門法華宗管長法谷日泰は葛野郡花園村に同宗の学林を設立した。

天台宗においても、1889(明22)年府下の中学校を京都真如堂に設立、翌年天台宗の連合中学校とした。

以上、仏教各宗各派について概観したように、宗派経営の僧侶養成機関は、学校制度が法的に整備される教育界全体の動向のなかで、近代的な学校運営の制度と組織を取り入れつつ一段と発展し、現在の各宗派経営の大学、高等学校、中学校へと継続発展するのである。

13. 仏教系中学校・女学校の設立

仏教各宗経営の学校において、今一つの注目すべき事柄は、仏教教団における社会的活動の一環として、キリスト教における学校経営の影響もあって、僧侶養成のみならず、一般在俗子弟に対し、仏教精神を背景にした一般学校教育をおこなったことである。とくに明治末期において仏教各宗はきそって中学校・女学校の設立と経営をおこなうにいたった。

すでに1885(明18)年西本願寺の「普通教校」は、一般社会との交流を目的として、僧侶、俗人を問わず入学を認めており、宗学である真宗学のほか、外国语の教育を重視していた。また東本願寺においても、1888(明21)年教育の普及をはかるため、「京都府立尋常中学校」の維持経営を負担し、「大谷尋常中学校」に合併し、同校の委託経営をおこなうなど一般学校教育に熱意をみせていた。そして仏教各宗は、1902(明35)年から、明治末年にかけて、次々と中学校、女学校を開設したのである。

1901(明34)年2月大谷派本願寺有志は「京都淑女学校」を設立、1906(明39)年高等女学校として認可され、「京都淑女高等女学校」と改称した。また浄土宗西山派は1905(明38)年4月「高等家政女学校」を創立、校舎を知恩院山内に設け、家政事務に湛能な女子教育を目的とした。また、天台宗僧侶能真海は、松原小橋西詰に同年6月「徳育女学院」を設立している。

1910(明43)年4月には、西本願寺の「第三佛教中学校」を「平安中学校」と改称して開校した。翌44年9月には、法然上人七百年忌記念事業として、知恩院山内に「華頂女学校」が開校、

翌45年4月には浄土宗の「東山中学校」が開校と、各宗各派の中学校・女学校の開校があつた。佛教各宗教団は、教育界という新分野にそれぞれ進出開拓し、その社会的活動を推進したのであり、京都の教育界に大きな位置を占め、近代教育の進展になみなみならぬ役割を果したのであった。

14. 社会事業と教化運動

社会事業 佛教各宗は、明治後半において、佛教の復興は具体的な社会的活動を通じてしかあり得ないとする認識にたって、社会事業を活発に推進し宗教の新しい分野を開拓した。そこにはまた、キリスト教の展開する救貧事業への対抗意識が存在していたことも否定できないのである。

(救貧団体) 明治初年、佛教の社会事業は、まず幾多の慈善結社の誕生となってあらわれた。明治初年における日本最大の救貧施設としては「東京府養育院」があり、その他「中泉養育院」、「大勵進養育院」あるいは真宗大谷派の「真理洪会」などがあった。

京都においては、1885(明18)年1月各宗の有志により細民救助の目的で「洪済会」がはじめられ、淨財を集めては貧民に施行した。また京都の真宗仏光寺派の有志僧侶は、明治18年2月「大悲会」を結成し、貧民に米穀の施与などをおこなった。その他各宗管長など一宗の代表者や個人による慈善行為も多くみられた。

明治後期になると、法主の垂示で設けられた真宗本願寺派の「佛教婦人慈善教会」(明32)や大谷派の「婦人法話会」、「真言宗東寺婦人会」(明41)、「浄土宗京都德育法話会慈善部」(明36)、郡部では愛宕郡の光福寺松岡了善の設けた「蓮教会」などがあげられる。いずれも、災害救助や老人、孤児、困窮病人の救済などに活動した。

(医療保護) 次に社会事業のなかで医療保護の面について概観してみよう。京都はこの面において先駆的存在であったが、それには各宗佛教徒の精神的物質的援助が大きな役割を果している。1871(明4)年10月、明石博高は府令により、佛教者の協力を得て「京都療病院」を開業、最初は粟田口の青蓮院に仮病院を設けたが、1875(明8)年僧徒の寄附をえて知恩院の北隣、粟田旧宮邸に療病院を建設、1880(明13)年開院式をあげた。また楨村正直は明石博高らに命じて京都癲狂院の開設を計画させ、1875(明8)年南禪寺方丈で仮病院を開設し京都療病院の管理下においていた。これは日本最初の精神病院であった。この開設には物心両面にわたり浄土宗西山派禪林寺派管長東山天華の熱心な協力があった。当時全国的に医療事業としては、鹿児島施薬院

など真宗その他佛教各宗の手による病院開業が多く、これは一面において、キリスト教の医療伝道に触発されたものであった。また伝染病、コレラ対策などに佛教徒は尽力したが、福田行誠などが説くようにそこには佛教の有益性を看病福田の思想により強く主張するところがあった。

明治中期になると、京都は、安藤精軒の安藤治療所(明21頃)や聖徳太子の施薬院の精神を復興した「施薬院」(明30)が開業している。また、比丘尼こそ看病福田の精神を実現しうるものであるとするところから、尼僧を看護婦に養成する運動もあらわれ、浄土真宗本願寺派では1897(明30)年6月2年課程の自派の看護婦養成所を設置した。真宗大谷派では橋川恵順の発起により大日本佛教法話会の附属事業として「京華看護婦学校」が開校されている。また同年、村雲日栄を会長として「篤志看護婦人京都支会」が発会した。

次に、明治後期における救療事業として注目すべきは「済生会」の誕生である。1909(明42)年9月には、京都東寺の「済生病院」が古義真言宗祖風宣揚会の事業として開業した。これは佛教最初の慈善病院であり宗教都市京都にはじまつことは意義深いものがある。最も進歩した慈善とは防貧であり、貧困の最大原因は疾病だというのが設立の根底に流れる思想であった。また、看護婦養成事業も、1906(明39)年5月、浄土宗京都尼衆教場卒業生上田称隆尼の発起で知恩院山内入信院に修学年限2年の「私立華頂看護婦学校」が設立され、明治38年には「京都有愛看護婦会」が結成されている。

(教育事業) 次に教育事業についてみよう。明治12年にはじまつた「福田会育児院」をはじめ、明治前期には佛教系育児院が誕生したが、京都では、長島昌、菅薦により東福寺山内に「孤児養育院」が経営され、明治22年には「平安育児院」と改称した。その内容は、貧窮者の子弟に職業教育を施す授業部、乞食少年などへの教誨部、有償の保育部、遺棄児童に対する教育部がおかれていた。その他丹羽憲顕の「京華養育院」などが存在した。さらに明治後期になると、1900(明33)年天台宗の津田明巖は「京都救済院」を設け、孤棄貧児の収容にあたった。明治37年頃には東寺に「菩薩会孤児院」が設けられ、明治41年3月までに291名を収容している。1905(明38)年4月丹治直治郎の開いた「平安養育院」、郡部では福知山常照寺の加藤文教らの設立した「福知山佛教養育院」などが貧児教育に活動した。

(貧児教育) 貧児教育は、明治中期より学校教育の普及とともに、就学不能な貧児を対象に次第に盛んとなった。1888(明21)年10月簡易科小学校教員速成伝習所の設立が契機となって、全国的に貧児学校が開設されてくるのである。

京都においては、各宗本山と有志の協力によって、明道協会の後身である「洪済会」が4ヶ所の貧児学校と1カ所の伝習所を設立した。すなわち、1887(明20)年すでに臨濟宗南禪寺派管

長勝峯大徹は、「西京慈悲教育院」を設立していたが、同年10月洪済会は第一第二洪済学校を開校、翌21年6月には第三洪済学校を開校し「慈悲教育院」を併合した。また別に「簡易科小学教員養成所」を設けた。その他、1899(明32)年9月には真宗大学生竹島将法が「洛東慈善学院」を設立、明治33年9月には60名の生徒があった。

次に、明治後期の貧児教育として、子守学校と夜学校の開設があげられる。全国的に著名なものとしては、1899(明32)年5月東京神田今川水路の瓜生慈善会に設置した夜学校や浄土宗累徳婦人会が経営した大阪累徳夜学校があげられる。京都では、1907(明40)年4月知恩院に「酬恩夜学会」が設けられ、1904(明37)年には浄土宗京都尼衆教場内に和敬夜学会があつた。

明治37年10月、日蓮宗の中村寛澄は、「本化幼年学園」を設けたが、明治40年「慈悲教育院」と改称、同年3カ所に子守学校を開設した。すなわち第一子守学校を六角堂に、第二子守学校を本圓寺に、第三子守学校を自宅に設け、とくに音楽教育に力点をおいた。さらに中村は、明治41年9月「慈光夜学校」を創立し、明治43年6月には慈光青年会を組織するなど事業を拡大し、同年6月「社団法人明徳学園」を設立して、子守や婢女の教育、商工業男女の徒弟、あるいは義務教育を受けえない児童に対する教育、低能児教育に力を尽した。また日曜児童集会、通俗講話、犯罪者の慰問、教誨など仏教の社会化に貢献した。また1902(明35)年4月には貧民子女を対象に東亜仏教会京都女子部の「慈恵女学校」が開校している。

(監獄教誨、免囚保護) 監獄教誨は、仏教の国益性を証明するものとして、東西両本願寺は最も熱心に教誨師の養成に力を入れた。浄土真宗本願寺派では、1900(明33)年4月京都において前田慧遠を所長として教務講究所を開設した。1908(明41)年政府は女囚に対する婦人教誨師57名の採用を決定し、それを西本願寺に依頼したので、自派の寺院門信徒の女子をそれにあてるため女教誨師養成所を設け、京都堀川監獄で2カ月の実習を課した。1910(明43)年京都の中村寛澄ら聖祖門下同志会は事業の一部として囚人慰愛事業をおこし犯罪者の慰問、教誨をおこなった。

免囚保護は、政府が主として寺院にそれを依頼したので、各宗派とも力を入れた。京都においては、1910(明43)年2月、佛教大学生らの主唱した「醇厚会」、(明治44)年中村寛澄の「淬礪会」、明治末年の「船井郡佛教団」「加佐郡佛教会」などの活動がとりあげられる。

さらに、青少年感化教育においても、両本願寺の賛助により、1889(明22)年尾越蕃輔、内貴甚三郎により、「京都感化保護院」が設けられ、明治37年より本格的活動に入っていることも見落してはならないであろう。

以上、東西両本願寺をはじめとして、佛教各宗における社会事業の展開を概観した。社会事

業は伝道教化の一環として、また仏教の有益性を証明するために宗教的な情熱と積極的な意気をもってなされたのであり、これはまた、明治仏教の著しい特色をなすものであった。

教化運動 明治期の伝道教化は、仏教の失地回復を目的に、キリスト教の伝道に対抗して、国家の宗教政策に平行して推しすすめられ、一方で仏教的社会事業と結合して、次第に盛んとなつていった。

すでに、明治初年の「諸宗道德会盟」において、民衆教化が審議問題としてとりあげられたが、明治20年以降、仏教各宗の宗制機構が整備され、教団活動の新しい体制がととのつてくると、布教活動も新分野の開拓をめざしてさかんとなった。

明治3年東本願寺による蝦夷地開教、東西本願寺による薩摩開教(明6、明9)、東本願寺田原法水による琉球布教(明10)、同じく河崎顯城による隱岐布教(明10)などの辺地伝道や、明治3年東本願寺大谷光勝による清国布教をはじめ小栗香頂の上海開教(明9)、谷了然の北京布教(明10)、奥村円心の朝鮮開教(明10)、東西両本願寺の台湾開教などをはじめとして海外伝道が盛んとなり、1887(明20)年西本願寺は海外における仏教事情の紹介を開始し、京都に海外宣教会を興した。

国内ではこの期の布教運動としては釈雲照の提唱した十善会運動と、大内青巒による尊王奉仏大同団の活動がとくに注意を引く。雲照は慈雲以来の古義真言宗に貫く仏教戒律を復興するため、京都の大崎行智、土宣法竜らと十善会を設立し、1884(明17)年本部を京都の東寺に定め、東京湯島の靈雲寺に出張所をもうけて運動を展開した。また在家佛教者大内青巒は、1889(明22)年「尊王奉仏大同団」をおこし、国会の創設を前にして、尊王奉仏、一乗通途の教義をもって愛國護法の運動を展開した。彼は、布教興学のみならず、教育、慈善、印刷出版など多彩な事業を展開したが、自身は仏教演説にたくみで、神原精二と「和敬会」をつくって全国を遊説し、明治20年代の仏教復興につくした。京都においても団員の活動は激しいものがあったが、明治22年4月には、尊王奉仏大同団員と同志社のキリスト教徒とが市会議員選挙をめぐって激しく抗争し、翌23年には、団員の日野湊、浅地貞吉などは政治演説会を開催するなどその活動を積極的に展開した。

また、明治20年代には仏教各宗教団の布教運動も本格化するが、それは布教のための佛教会の結成、布教所・説教所の設置、仏教講演会の開催となってあらわれた。佛教会としては1893(明26)年設立された宇治、久世、綴喜、相楽の4郡の僧侶による「城南佛教会」、1900(明33)年八坂神社清光館に設けられた「真言宗連合同志会」、1910(明43)年京都市内日蓮宗有志による「日蓮宗弘教会」、同年京都の佛教徒が高台寺で結成した「京都佛教徒懇話会」などがあり府

下では、1901(明34)年龜岡町の山本雄信と中島貫明による「仏教講義会」の設立などがあげられる。また説教所・布教所についても、1885(明18)年上京区に設けられた日蓮宗興門派妙種院布教所、1890(明23)年長松清風によって設けられた、上京区の本門法華宗宥清寺派説教所、1910(明43)年西本願寺の京都布教会により六角堂前に建設された「布教会館」、あるいは京都市内の真宗大谷派の僧侶による「京都真宗教団」によって市内21カ所に設けられた法話のための支部(明45)年、あるいは真宗本願寺派の嵯峨天竜寺の「嵐山説教所」などがあり、舞鶴、福知山など郡部にも多数設置された。

これら布教のための組織と場所を通じて伝道教化は活発に推進されたが、その一つとして、しばしば仏教演説会が開催された。浄土宗西部大学林有志が三条寺町天性寺でおこなった月例の仏教演説会(明17・10～)をはじめ、1886(明19)年鈴木恭如主催の仏教演説会、1890(明23)年聴衆一千名をあつめた四条南劇場における美濃田覚念の仏教演説会、あるいは1908(明41)年下京区大雲院の竜池会のおこなった月例の通仏教講演会など多々開催された。

次に、この期の伝道教化で注意すべきことは、仏教婦人会、仏教青年会、或いは日曜学校の結成とその活動を通して教化運動が活発に展開されたことである。1890(明23)年には五条西洞院西入ル真宗長光寺で「京都婦人協会」が発会式を挙行し、仏教主義による婦人教化を目標としてかかげた。明治26年には慈恵女学院と共に仏教大演説会を開催し、赤松連城や江村秀山が講師として招かれた。また同年京都には「真宗大谷派婦人法話会」が設立され、1901(明34)年には「大日本佛教婦人会」が因幡堂平等院で開会、1906(明39)年には、日蓮宗瑞竜寺の「村雲婦人会」など、次々と仏教婦人会が誕生した。

つぎに仏教青年会であるが、西本願寺では「青年伝道会」がはやくから組織されていたが、1888(明21)年には『伝道会雑誌』を創刊した。翌明治22年には「京都仏教青年会」が第1回仏教演説会を開催し具体的活動に入った。1893(明26)年には第三高等学校、中学校、医学校の連合仏教青年会が清沢満之をはじめ革新的僧侶を招いて講演会を開催、1898(明31)年になると、東京の「大日本佛教青年会」に対抗する関西の仏教青年会として、「関西仏教青年会」が誕生し、京都の日蓮宗本圀寺に於て第1回の大会を開催している。その他、東西両本願寺が蓮如四百年忌法要を記念して結成した「大日本佛教青年興徳会」(明31)、京都商業学校の「仏教青年会」(明37)、本派本願寺系の「京都仏教青年会」(明41)、「淨土宗青年酬恩会」(明44)、「京都天台宗青年会」(明43)など続々と誕生し、布教興学、あるいは慈善救済に多彩な活動を展開した。

次に、少年会、日曜学校であるが、真宗大谷派の清沢満之は、1889(明22)年仏教による少年

教化を目的に、大谷尋常中学校で「樹心会」を結成した。また仏教図書出版社法藏館主西村七兵衛は常葉幼稚園内に少年教会を設立、数百人の児童が参加、河崎顯了らを招き平易な法話をおこない児童教化に尽力した。また、1907(明40)年には仏教学本科生が六角堂内に日曜学校を設立、同年下京仏教青年会は、間ノ町五条下ル養蓮寺に仏教日曜学校を設立するなど、同志社などを中心とするキリスト教日曜学校の影響もあって、明治後期に至って日曜学校による児童教化の運動は次第に隆盛におもむいた。

2 大正時代

1. 神 道

日露戦争後国家神道の体制が制度的に完成をみるが、1913(大2)年6月宗教局が内務省から文部省に移管され神社行政と宗教行政が完全に分離された。この大正期に神社は神社崇敬をつうじて天皇と国家主義を国民生活にあらためて強く結びつけた。その顕著な盛り上りを1920(大9)11月の明治神宮の造営にみることができる。近代天皇制の宗教的モニュメントとして造営された明治神宮は、国民運動のかたちで完成をみたのであり、その後天皇崇拜を強化する上で多大な効果を發揮した。

一方この時期は神社の併合整理や祭祀令の制定・神職制度の整備がおし進められた時期で、府下においても1915(大4)年4月八坂神社が官幣大社に昇格し、ついで境内拡張をきめた。11月10日に、護王神社の御祭神に和氣広蟲姫を新たに加わる、和氣清麻呂公と祭神2座となる。また1917(大6)年12月には綾喜郡の男山八幡宮が石清水八幡宮と改称した。また1914(大3)年5月昭憲皇大后的御大葬遙拝式を基・派と共に北野神社などで行なわれ、翌4年6月に御大典(大正天皇の即位)事業として、南桑田郡千歳村(現龜岡市)の出雲神社で御田植神事(民俗芸能として有名)が行なわれたが、12月には御大典を機に臨時全国神職大会が府立第一高等女学校で開催された。またこの年の2月、明治天皇大葬の日に殉死した乃木希典を祀る乃木神社建設の地鎮祭が紀伊郡堀内村字板倉(現伏見区桃山町)で執行せられている。

第一次大戦に参加した我国は戦勝祈禱・戦時祈念祭などが社格の高い神社で執行され、府下でも1914(大3)年8月伏見稻荷神社で対独戦勝祈禱を、9月に対独宣戦奉告祭が挙行され、1918年(大7)9月には北野神社でシベリヤ出兵日本軍の戦時祈念祭を挙行した。大正後期の府下の主な動きとして1914(大13)年5月、全国神道各派連合主催の神道連合大講演会が岡崎公会

堂で、1926(大15)年7月には京都神職連合会による神道教化運動がそれぞれ催されたが、国家神道体制下は支配機構の一環として強化せられ、神道による国民強化がおし進められた。

2. 佛教系学校の経営

大正デモクラシーにおける社会構造の変化と思想・文化の推移は佛教界にも深い影響を及ぼした。これを佛教側からみると、大正佛教は自らの構造と体制およびその思想と意識において深い矛盾を自覚し、改革の必要性を内包していた。そこには佛教の近代化が求められ、そのため教団の活動も近代化する社会の発展に対応しつつ押し進められた。佛教の近代化を教団の教育面においてみると、早くも明治時代教団の一動向として各宗の財團設立とともに布教・勧学・慈善活動がみられたが明治末期には、専門学校令の制定によって宗門の学校が認可された。このような傾向は大正時代に一そう高まり各宗は挙って学校経営に乗り出すのであるが、府下においても同様で、1914(大3)年3月新義真言宗智山派本山の智積院が専門学校令によって私立智山勤学院の設立を認可され、同年4月に京都真言宗連合が真言宗連合高野大学と合併し真言宗連合大会となり、1917(大6)年に真言宗京都大学と改称した。ところで大正7年の「単科大学令」の発布にともない宗門の最高学府は「大学令」によって大学となったのが多く、大正11年に、真宗東西本願寺派の大谷大学、竜谷大学（佛教大学を改称）が発足し、同15年には真言宗京都大学が真言宗京都専門学校（現在の種智院大学）と高野山大学に分離した。

一方これら宗門大学とは別に各宗派ごとに中・高等学校の学校経営が行なわれた。大正2年、浄土宗私立高等学校が私立佛教専門学校と改称され、同9年に、浄土宗私立西山専門学校と京都女子高等専門学校が設立され、同11年に浄土宗西山禅林寺派経営の聖峯中学が中学校と同等以上と認定され、また日蓮宗明徳高校が設立された。このころの宗門学校の特徴としては宗門子弟にかぎらず一般子弟に門戸を開放したことが上げられる。大正12年に、真宗大谷派京都中学が大谷中学校と改称して一般子弟に開放しており次いで、同14年臨済宗は私立花園中学校を設立して一般子弟に開放し、浄土宗粟生光明寺が喜導大師忌の記念事業として乙訓郡に高等女学校を設立し、地方文化の発展をめざした。

3. 佛教の社会事業

明治時代にも佛教の社会的活動が慈善事業と感化救済事業の分野でかなりの成果をおさめている。大正時代に入ると、第一次大戦・米騒動・戦後の恐慌・関東大震災と続く一連の社会的

激動を反映して社会的に開眼をした佛教界は社会事業に重要な役割を果たすことになる。それは一面に、近代的理念を提唱する理論の面から、他面教団の近代化政策を目的として、実践の面で社会事業が押し進められた。1914(大3)年渡辺海旭らを中心とする社会事業の指導者が全国佛教徒社会事業大会を開催しているのも、佛教の近代化を理論の上で押し進めようとした顕著な例と思われる。府下の佛教的社会事業としては、免囚の保護強化・救貧・児童保護・医療保護その他実践面において多岐にわたっている。とりわけ免囚の保護・強化を目的とする各宗派教団の活動は、明治後期から継続してみられるが、大正期前半活発となった。1913(大2)年天田郡佛教団が免囚の保護を目的として福知山の明覚寺で設立され、10月与謝郡内各宗寺院住職が同じ主旨のもとに宮津本抄寺内に丹後恵救会を設立、何鹿郡中筋村隱龍寺内に佛教同盟会をそれぞれ設立している。翌3年1月宇治郡内各宗僧侶が宇治郡役所内に宇治郡慈教会を設立し12月には加佐郡佛教団が免囚保護事業をはじめた。つづいて大正6年には紀伊郡免囚保護会が婦人慈善会の付属事業から分離し、僧侶を同会保護委員として出獄人の感化のために実施を決定しているが、これはいずれも囚人教誨などを含む各宗教団の近代化政策の一環として行なわれた。また同7年6月、大谷鑑紹・田中泰輔らが慈善協会を創立して府下の感化救済および免囚保護事業を統一改善するとともに団体相互の連絡をはかり、併せて慈善思想を普及する目的で府庁内に事務所を設置した。ところで大正の中期から後期にかけては、戦後の恐慌や関東大震災に対する佛教教団の救済がめだっている。大正11年大谷鑑誠らは病院・官公衛取扱い死者・行路病死者の追弔法要と遺族慰安訪問を目的として俱一会を設立したが、翌12年9月には京都府が東京震災児童の保護・救済のため市内13カ寺の協力で罹災児童の分配収容を決定している。またこの年の9月1日に、東本願寺慰問部が東京大地震罹災者避難所として婦人法話会館を開放しており、市役所出張慰安部も避難者をすべて東本願寺に委託している。9月には西本願寺が東京震災罹災者の救済費40万円を臨時集会で決定している。また児童保護に対しても教団の積極的な姿勢が窺の大正10年12月、京都市内寺院15カ寺の境内地を児童公園に収用するための調査が開始せられ、翌11年に白川学園（百万遍知恩寺山内）が異常児保護教育を目的として、鷺ヶ峰常照寺境内2,466坪を使用することに決定、また東寺宝菩提院境内に府社会施設の託児所を設置した。さらに同14年6月に知恩院経営の尼衆学校出身者と各尼寺住職が不良少女を感化するため、吉水教団を淨福寺に設立し、二条離宮西の等覚寺に保護少年を収容する目的で常盤学園を設立した。なお各教団による日曜学校や養老院などの設立とともに佛教婦人会の多大な功績もこの時期の社会事業を考える上で見逃せない。

4. 仏教研究と仏教誌の発行

大正期は、思想と実践の両面から仏教教団の近代化をはかるとした時期である。教団の近代化を理論の上からみると、新しい仏教研究の高揚が注目せられる。それは、一つに原始仏典を通じて根本仏教の解明にあり、他方仏教学に歴史的研究方法を導入したことで、仏教經典と仏教思想の歴史主義的立場の研究は新しく全仏教の領域を理解し直そうとする意欲を高めた。また西欧哲学の影響によって仏教思想を再認識することも行なわれた。このような近代化の動きは早くも、1915(大4)年11月、仏教系学校連合会(14校)の第1回大蔵会を真宗大谷大学で開催し、1918(大7)年4月には、西本願寺が仏教内典の研究会を催している。これは原始仏典を通して根本仏教を解明しようとしたもので、この研究会の会員は帝国大学・私立大学の卒業者に限定せられたが、若干名に手当を支給した。そして仏教大学講師の指導のもとに2カ年間研究が継続せられた。また根本仏教の解明とともに各宗の祖師をすぐれた一個人として、あるいは思想家として再検討する努力が倉田百三らによってこころみられ、真宗研究については大正11年中沢見明が『史上の親鸞』を書いている。この間大正5年には村上専精が『真宗全史』を著わした。さらに金子大栄は同14年『浄土の觀念』同15年『如來及淨土の觀念』を著わし、仏教の近代化を新しい哲学で直そうとしたが、昭和3年その教学思想は問題となった。また多田等観らの力によってチベット研究の基を開いたのもこの大正期においてである。

以上のような、仏教学研究のこころみとともに一方において各宗派による仏教誌の発刊がこの時期に盛んに行なわれている。すでに、1916(大5)年京都・東京の帝国大学関係者が宗教研究会を結成し、雑誌『宗教研究』を創刊(昭13年日本宗教学会に合併)した。昭和13年松ヶ崎涌泉寺内宗門公論学(社主深見耀宏)が月刊『宗門公論』を創刊し、翌14年6月梅原真隆が月刊『道』を創刊7月には大谷大学学友会による『觀想』が創刊されている。同15年になると、臨済宗花園大学内禪学研究会(代表久松真一)が『禪学研究』、上京区鹿ヶ谷の仏座曾量深・金子大栄らによる月刊『仏座』がそれぞれ創刊され、智山大学内の月刊『我』の創刊、真宗興正寺内の真宗公論社(代表華園真淳)が月刊『真宗公論』を創刊した。臨済宗化仏運動の緒方宗伝が、月刊『化仏』を創刊したのもこの年であった。

それとともに海外との研究交流も活発に行なわれ、早くも1915(大4)年7月当時平安中学の講師であったマックガブーンが英文雑誌『大乘教徒』を創刊しているが、大正10年になると英文による仏教の紹介が頻発に行なわれた。西本願寺は英訳『真宗綱領』を刊行し、大谷大学内の東方佛教協会が英文雑誌『東方佛教徒』を創刊した。

5. 教団の組織改善と仏教思想普及

大正期は、仏教学研究や宗教誌の発行などにみるように、理論の面で教団の近代化が刷新されたが、他方、教団の組織改善という実践の面で近代化が進められ、それに伴って仏教思想の普及をみるのである。その徵候はすでに明治44年木下尚江らによって宗教改革の思想が提起されていたが、大正デモクラシーの高まりとともに教団改革の世論を喚起するにいたった。真宗西本願寺がこの時期に宗門史上まれにみる動搖を経験している。近世・近代を通じてもつとも強固な教団組織を確立していた真宗西本願寺は、1914(大3)年2月に本派西本願寺門主の大谷光端が教団経済の構造たて直しと教学振興のため、西本願寺慈善財團の基金を投機事業に投じたが失敗し、門主を退いた。大谷派東本願寺も1925(大14)年8月第23世法主大谷光演が海外投資事業の失敗、それによる損失などによって引退を余儀なくせられ、その上、本山と対立し、一時僧籍さえも失うにいたった。これらの事件は本山に対する門信徒の不信感と信頼的権威を失墜させるに充分な事件であったが、本願寺教団にみられた封建体制の行きづまりは広く仏教各宗に共通する現象であった。このような情勢下において教団の機構改善の動きは、すでに1913(大2)年11月本願寺派に改革運動が起っているが、なによりも注目されるのは1922(大11)年引退した大谷光端が上海で『見真大師』を著わし、真宗教団を浄土偽宗と批判して教団の封建体制からの脱皮に伴う近代化への再組織を強調したことであった。その他実践的な改革団体として1923(大12)年6月25日、奈良県五条町の浄土真宗本願寺派僧侶有志が「黒衣同盟」を組織して教団の改革を要求しているが、この運動はその理念の普及にとどまり、教団の構造そのものを改革するにはいたらなかった。

一方、大正期の仏教近代化の波は本願寺教団にみられるように、海外伝道とそれに伴う仏教思想の普及という一面をもたらした。仏教教団の海外進出として、探險・海外事業の開拓・海外別院の拡充などがあげられる。1915(大4)12月大谷光端が中国へ渡航し、中国・満州・東南アジアなどの各国を基盤にして布教活動を行なった。そして海外諸国を歴遊するかたわら、帰朝後各地で仏教講演や時局講演を行ない大正8年7月下旬に光寿会が生まれ、同会は海外在留邦人の間にも広がった。そのため同会本部を上海におき、大正11年1月には出版部大集社を設立し、機關誌『大集』を創刊して海外の人々に仏教思想を普及させるにいたった。その間、西域へ3次にわたる探險隊を送っている(大3・12終る)。また1924(大13)年11月台湾、14年6月には朝鮮・同10月には北米・ハワイなどへ管長代理を送り、海外別院などを巡って在留邦人に伝道をつとめたが、それらはいずれも教団の近代化という枠内で行なわれた。

6. 上地返還・境内地開放と参政権運動

大正政変以来のデモクラティックな風潮は、佛教界に多大な刺激と政治的自覚をうながし、上地返還や参政権運動などに代表せられる政治的運動となつた。このような動きは府下の佛教教団にも反映し、上地返還運動に対する教団の多大な協力にみられる。1922(大11)年1月、京都市社会課は前年から寺院境内地の開放を計画し、第1期調査として相国寺・建仁寺・立本寺・東寺・頂妙寺・妙覚寺・壬生寺・淨福寺・(千本)釈迦堂・大仏方広寺の諸寺と交渉を開始したのを契機として、同年2月紫野大徳寺境内のもと看松庵跡地2,656坪が紫野中学の運動場となつた。同年3月には、洛東東福寺の境内1,786坪を市営住宅建設敷地に転用することが決定され、7月には真宗正往寺(下京区柳町)境内を植柳尋常の学校敷地に譲渡して、正往寺は裏寺町に移転が決定している。さらに同年7月になると、京都市社会課の計画した児童遊園地の開放のため、大仏方広寺・川端二条頂妙寺・新町頭妙覚寺・七本松中立壳立本寺などの諸寺の境内地を開放するにいたつた。これは市内10カ寺の開放を目標とする市社会課の計画に同意したもので、佛教連合団も市社会課に協力したのである。以上は、いずれも上地返還運動にともない境内や山林などを開放することによって京都の佛教教団は社会に責任をはたしたのであつた。

ところで、1925(大15)年の普通選挙法が実現するまで僧侶には被選挙権が認められていなかつたが、大正デモクラシーの反映により参政権運動の高揚をみるのである。すでに大正3年、「憲法二十八条にもとづいた完全な宗教法の制定」・「各宗派及び寺院の私法人化」・「僧侶参政権の差別撤廃」(土屋詮教「宗教改革論」、『日本及日本人』所載)が叫ばれはじめたが、大正4年佛教界は西本願寺に各宗管長をあつめ、日本各宗派教徒大会を開催して、佛教連合会を組織し、参政権問題と宗教行政を確立した。そして同6年には「佛教護国団」を京都妙心寺で結成して僧侶の参政権獲得に向つて実行運動にはいった。その間、大正5年には佛教徒が佛教公認教抗議を行なつてゐるが、この運動が高潮をみるのは、普通選挙運動の高揚を待たねばならなかつた。府下の佛教教団は、大正5年5月「京都佛教護国団」を結成して実行運動に加わつており、1921(大10)年1月に、京都佛教護国団主催の関西佛教徒大会を岡崎公会堂で開催して、僧侶の被選挙権獲得についての宣言と決議を行つた。その前年には島地黙雷・高島米峯らが提唱者となり、大日本佛教青年会が推進力となって展開され、「参政権差別撤廃期成同盟会」が開催された。府下においては、大正11年の末に佛教連合会と護国団が東京増上寺で「僧侶参政権問題佛教大会」を共催して、参政権の実現を政府にかさねて請願した。しかしこの運動は普通選挙権の実現によってようやく獲得されたのである。他方、宗教行政の近代化は昭和期に入

ってもなお実現されなかつた。なお、1923(大13)年3月に浄土宗尼僧団体吉水会久世成章尼らが、尼衆高等教育機関の実現とともに宗会議員選挙権の獲得を期す目的で決議をしている。

7. キリスト教

キリスト教は、わが国への伝道開始とともに早くから教育や社会事業ととり組みかなりの成果をあげてきた。前述のように、京都においても新島を中心としたプロテスタントによる教育機関の設立や医療機関設立への努力、また日本聖公会による平安女学院の設立などにはかなりの実績がみられた。しかしながら、同志社設立を一つの頂点として、京都のキリスト教界はその後の日本キリスト教史の上でとりたてて語るほどの役割を果すこととなる。

プロテスタントは、大正2年に丹波教会胡麻会堂、6年に京都教会と平安教会が新会堂、12年には丹波教会の桧山会堂など教会堂の新築と整備に専念し、教会中心の信者獲得に熱を入れた。大正13年には、京都市とその周辺部の新教教会が組織強化をはかるために京都基督教連盟を結成した。

聖公会は大正3年に、大宮通誓願寺上ルに講義所を開設、そこに裁縫教授所を設けた。また、平安女学院関係者が12年に聖三一教会から分離して聖アグネス教会を設立、伏見の講義所を伏見基督教会と改称するなど教会の整備に力を入れた。

カトリックでは、舞鶴に教会堂を新築し同地方への伝道の基地を確保した。日露戦争以降ロシヤからの資金援助もとだえがちとなり教勢のふるわなかつた正教会は、明治22年に開校した京都正教女学校を大正7年秋に兵庫県武庫郡に移転し校運の挽回をはかったが、大正10年に廃校せざるを得なかつた。

8. 大本教と天理教

一方教派神道では、天理教・金光教とも教団の全国的発展と国家神道への従属による合法化への過程において国策に積極的に協力していった。いずれの宗教も政府によるきびしい宗教統制をうけ国家神道体制の枠の中にくみこまれていった中で、出口なおの創唱した大本教は、戦争否定と反権力的姿勢を強く打ち出して綾部の一角から登場してきた。上田喜三郎(のちの出口王仁三郎)が出口なおと初会見したのは明治31年のことであった。当時なおは綾部で非公認の布教活動を続け、しばしば警察の干渉を受けていた。このなおの活動を助け稻荷講社に所属す

る金明靈学会をつくり、大本を合法的な講社として組織したのが上田喜三郎であった。明治32年出口家に入った彼は大本教の教義を体系化し、41年には金明靈学会を改組して大日本修斎会を設立した。しかし、この間大本に対する官憲の干渉はきびしく信者の減少が目立った。一時は出口王仁三郎も教団を去って建勲神社の主典にもなった。この大本が飛躍的な発展をとげる契機をなしたのは大正3年にはじまった第一次世界大戦であった。出口は、大戦が勃発するやいなやただちに社会不安を背景に現世界の立て替えの機がきたとして各地で熱心な布教活動を展開し多数の信者を獲得した。大正5年、大本を皇道大本と改称し、国家主義を強調し政府の国民教化方針に従属、翌6年には予備海軍機関中佐浅野和三郎が皇道大本の機関誌『神靈界』を主宰し教義の宣布につとめた。その信者も、医師・学者・高級軍人・実業家・教員・農民など各層におよび、陸海軍人の信者だけでも数千人もありそのうち舞鶴鎮守府部内だけでも千数百人ものぼったと当時の新聞が報道している。

教勢を拡大した皇道大本は、大正9年に綾部に中央神殿みろく殿を建設、さらに大阪の大正日日新聞を買収し、世界に変動がおこり人類の大半が滅亡するが大本教徒だけは助かると宣伝、経済・社会組織の変改を唱えた。その影響力は強大なものとなり、翌10年、ついに京都府警察部は武装警官多数をくりだして大本本部を急襲、出口王仁三郎らの幹部を新聞紙法違反で起訴した。これに続き、開祖奥都城の強制改築、稚姫神社社殿（綾部天王平）を強制焼却、本宮山神殿の強制破却が行なわれたが、事件は多くの転向者を出し昭和2年に大正天皇の大葬の大赦で免訴となり一段落した。大本が、『神靈界』などで宣傳した現世界の立て替えは祭政一致・神政復古・世界の統一・綾部遷都・世界的大家族制度・私有財産制度の廃止・貨幣制度の撤廃などの言葉を用い、搾取階級への激しい怒りとたたかいの姿勢を持った。しかし、この姿勢も大正10年の弾圧以後は、政府の帝国主義的アジア侵略を支持する傾向をつよめていった。

天理教の京都分教会本部が丸太町通川端東入ルに竣工したのは明治35年のことであった。すでに深谷源治郎の斯道会の地歩はゆるぎないものとなっていた。翌36年には河原町分教会に神道講究所を設立、さらに45年には分教会が大教会に昇格した。こうした発展をみて、深谷源治郎は、大正12年に81歳の生涯を終えた。

3 昭和時代（戦前）

1. 神道

朝鮮・台湾・満州・樺太の各地へ進出した政府は、資本と同時に日本の神々をもそれらの地

に降臨させ、支配の強化をはからうとした。明治34年に台灣神社、43年に樺太神社、大正14年に朝鮮神宮、さらに、昭和15年には紀元2,600年を記念して満州国の首都新京に天照大神を祭神とする建国神廟を創建するなど、第二次大戦の終了までに200をこす神社が海外に創建された。

一方国内でも大正9年には明治神宮が創建され、さらに昭和14年には全国各地の招魂社が護国神社と改称され神道による国民教化が強化された。

京都においても、昭和3年には孝明天皇をまつるための神社の造営を計画（のちに平安神宮に合祀）、昭和6年には蹴上大神宮内に楠公神社を創建、さらに同14年には東福寺・大雲院・泉涌寺の官祭招魂社の英霊が東山靈山に合祀され護国神社と改称、北桑田郡山口村薬師山の官祭招魂社も同じく護国神社と改称された。また、みそぎの奨励にともない伏見稻荷神社は昭和9年稻荷山上に禊道場を建設した。神道精神鼓吹のために各地で敬神運動や国民精神発揚週間などをもうけ、戦争目的に協力させるための国民教化が神道を通して強力におしそすめられた。府立三中では「日本精神の涵養」に資するためと称して昭和11年に乃木祭を開催、これを機に「偉人先賢祭」を開催、昭和13年には梨木神社や出雲神社で小学生を中心とした小国民の敬神観念涵養と体位向上のための「朝もうで会」が行なわれた。また一般市民においても敬神の精神が鼓吹され東山線の市電が護国神社前を通過する際、車掌のアナウンスにより乗客が一齊に起立し、敬礼させられるようなことが行われた。また、各大学もそろって神道講座を開設、立命館大学では昭和11年には「古代実践倫理、白川流神道研究」を講義、昭和12年には京都大学の神祇特別講座を独立講座として設置できるよう府の神職会が文部省に働きかけた。同じ年に同志社大学にも日本精神講座が開講された。さらに17年には大日本神祇会京都府支部が国民学校教員神祇講座を各郡で行った。

政府は、日中戦争から太平洋戦争へと突入していく過程において、ファシズムによる宗教統制の強化をはかるため昭和14年に宗教團体法を成立させた。これによって政府による神道を中心とする国民教化および統制はますます強化された。教派神道は13派、仏教28宗派、キリスト教の新教は日本基督教団と日本聖公会に、旧教は日本天主公教団とハリストス正教会にまとめられた。昭和10年、同志社高等商業学校柔道部の学生が武道場に神棚をまつたが、同志社当局がこれを撤去するという事件が起った。配属将校は一部学生と呼応してこの処置を反國体的として学校からの引きあげを決行した。この事件は、同志社に対する圧迫の前兆とも言うべきものであった。昭和12年には皇道主義の名のもとに軍部・右翼団体による同志社弾圧策動が激化し、湯浅八郎総長が辞任に追いこまれた。昭和14年同志社は大陸科目を設置して戦争協力

の姿勢を示すが、翌15年には大日本青年党京都府連合会に教育原理の皇道的改革を要求された。そして16年には配属将校によりチャペル壇上から新島襄の肖像がおろされ、礼拝には国旗の掲揚と皇居遙拝が強制されなどして国策奉仕が強要された。

2. キリスト教・その他の宗教

日本聖公会は1938(昭13)年の第19総会で、「日本聖公会自給に関する件」を可決、米国聖公会の資金援助を断つ方針を決める一方、16年には、京都教区に佐々木二郎をはじめての日本人牧師として就任させ、各教会で英靈追悼記念式をおこない、また他のプロテスタントの各教会も、慰問袋の作製や従軍牧師の派遣に協力、官憲の弾圧をさけた。

昭和15年夏、大日本生産党京都支部は、救世軍京都小隊に対して即時解散を勧告、京都市内の数10カ所に「敵性英國の手先、スパイの温床、救世軍を葬れ」の立看板をたてた。救世軍そのものも、8月当局の圧力でロンドンの本営とのいっさいの関係を断ち、名称も救世団と改組させられほとんどの活動を中止した。

教会は弾圧のくりかえされる中で、17年に京都キリスト教報国会を結成、さらに翌年には洛陽教会での日本基督教団樹立総員礼拝で「教会人は信仰を以て報国せよ」との聖旨を伝達、戦争協力に従った。

天理教は政府の戦争政策に対しては協力する態度をとりつけ、中国大陆には布教師を次々とくりこみ、天理村をつくり国策奉仕に挺身した。一方、大本は、農民救済をねらいとして国家改造を主張し強大な信仰組織と出口王仁三郎の指導力のもとに政府の黙過できない存在となっていた。昭和9年には大本の機関紙「人類愛善新聞」の頒布部数は100万部となった。昭和10年大本の幹部は治安維持法違反・不敬罪で起訴され、内務省によって大本教の禁止が行なわれた。大本に対する政府の弾圧は徹底的であった。大本教の諸施設の破壊は信者の墓石の教階を示す文字を削りとり、11年末までに検挙された者は983人にも及んだ。

3. 新興宗教

新興宗教は第一次世界大戦頃から目立ってきたが、代表的なものとして、大本教をはじめとして河原町大教会を中心とする天理教、大正から昭和にかけて40余の各教会の設立をみた金光教等の動きが目立つが、その他成長の家・黒住教も多少の動きが見られる。

さて、これらの宗教は創設以来多様な動きをしてきたのであるが、戦争の長期化と拡大、ファシズム体制の確立、国民生活の窮乏という社会的不安を背景として、現実の悩みに対して何ら具体的な解答を与えない大衆の生活から遊離した既成宗教に対して、具体的な指導を積極的に行なう新興宗教へ世人の関心が集まっていた。京都では大本教の動きが特に目立ったが、その隆盛と弾圧を概観してみよう。

大本教は第一次世界大戦後の恐慌が押し寄せた1921(大10)年2月に不敬罪に当るものとして第一次の大弾圧を受け、幹部の多くが起訴され警察は神殿およびなおの墓が神宮並に御陵に似ているとして爆破した。その後一時消沈滞の姿を見せたが、1928(昭3)年頃から教団の再組織にかかり、亀岡の本部には月宮殿、高天閣など神殿楼閣が美くしくしつらえられ、輪転機10台をそなえた印刷所が数10万部といわれる「人類愛善新聞」その他諸機関紙を続々と信者に送り出し、「昭和青年会」・「昭和神聖会」・「昭和坤生会」などの外郭団体が次々作られ、忽ち大教団を作り上げてしまった。

ところが、1935(昭10)年12月に再び第二次の大弾圧の波が押し寄せてきた。王仁三郎以下60人の幹部がいっせいに検挙され、不敬罪と治安維持法で起訴され、亀岡・綾部の本部はダイナマイトで爆破され、徹底的に破壊され邪教ときめつけられるにいたり、その社会の賛否両論の反響の中で大本教は戦後復活するまで一応姿を消すことになったのである。

このように天皇崇拝と国家神道に背反する可能性を内包する他の一切の宗教には従属的な地位しか与えられず、こうした第二次大本事件を契機として国家権力による宗教に対する弾圧、信教の自由の否認の傾向は從来と比較にならぬほど大きなものになり、教派神道、仏教、キリスト教などへと波及していく。

4. 宗門立学校の発展と紛争

1922(大11)年竜谷・大谷両大学が単科大学令(大7)に基づいて新しい大学に昇格し臨済宗専門大学(花園大学の前身)も1932(昭7)年以来昇格運動を繰り広げ、また真言宗連合京都大学(種智院大学の前身)では専門学校令により1929(昭4)年京都専門学校と改称された。しかし、竜谷・大谷両大学を除く他の宗門立大学の昇格は結局戦後を待たねばならなかつたが、各宗門立大学は単科大学令及び専門学校令の制定とともに各派の教学に新しい大学の理念を取り入れ近代化を急いだ。しかし、宗門立大学は本来各宗派の僧侶教師教育を目的として設立されているため、文部省の教育理念を摂取するには教団と大学との間に深い矛盾があった。

竜谷大学では翌年8月、野々村直太郎教授の往生思想がヒューマニズムと両立しないことを論じた「浄土教批判」に対して、教団は教学を冒瀆するものとして教権擁護のため同教授の辞任を迫る事件が発生し、大学側は研究の自由と大学の独立を主張して対立した。また1929(昭4)年5月には同大学長の本山任命と選出問題をめぐって3カ月にわたるストライキが発生し、学生は講堂を占拠したが結局大学は警察力を借りて授業を開始した。大谷大学でも金子大栄教授の著作『如來及び淨土の觀念』が宗義違反であると教団側から指摘され、1928(昭3)年6月全学的な抵抗をひき起した。さらに同大学曾我量深教授の『如來表現の範疇としての三身觀』が金子事件以来教団側で問題化し、そのため大学側は大学の独立・学問の自由を要求して決起したが、1930(昭5)年6月、本山当局は大学に対して学生運動への処置要求及び予算大幅削減を敢行し、また学問の独立否定を宣言し大学の自治権を奪い去った。それに対して教授・事務員らは辞意を表明し、また学生870人は総退学を決議するに到り父兄も教授・学生を支持することを表明した。そのため本山側が折れ問題は解決したかにみえたが、翌6年4月学長更迭問題が発生し教授の総辞職、予科生300人、専門部2年生の総退学へと進み結局学校側の敗北に終った。また京都佛教専門学校(佛教大学の前身)においても、1930(昭5)年7月に学制改革を要求してストライキに入り全学生が停学処分にされ、智山専門学校(昭4・4東京移転、同18・4大正大学に合併)でも、1928(昭3)年2月、教学審議会特別委員から提出された「智山勸学院調査書」の内容が東京移転問題に絡んで教授・学生・教育を冒瀆するものとして学生・教授会が授業停止を行なうなど宗門立大学は近代化への陣痛を深く味わうに到った。

そのような教団と大学の間に存在する矛盾の表面化と平行して各大学の整備も行なわれ、1934(昭9)年京都専門学校(種智院大学の前身)において修業年限が本科3年、研究科2年に改められ、臨済宗大学においても3年制の臨済学院専門学校と改称された。また竜谷大学においても、1928(昭3)年1月に男女共学が認可され同年4月女子の入学をみると、各宗門立大学はそれまでの各宗派僧侶養成としての機能に新しい大学の理念を漸次取り入れ新しい教学体制を築きはじめた。

宗門立高等学校・中学校においては、明治・大正時代にすでに多くの設置をみていたが、昭和3年4月に西山高等女学校が設立され、また1940(昭15)年光華高等女学校の第1回入学式が行なわれ、1944(昭19)年4月には数学科・生物科・保健科各3年の光華女子専門学校が開設された。また華頂実科女学校(大8開設)においては1930(昭5)年4月に修業年限3年の華頂裁縫女学校、修業年限1年の専修科が付設され拡大されたのであるが、一方、臨済宗各派と黄檗宗

との連合により経営されていた紫野中学校が、経営上の行き詰りや宗門教育に対する各派の根本的意見の相違などを理由に1935(昭10)年をもって廃校されるにいたった。1925(昭1)年7月、真言宗中学が東寺中学と改称され、また1935(昭10)年花園中学校が臨済宗大学と合併され臨済学院中学部と改称されるなどその他宗門立学校とともに主として各派寺院子弟を、傍ら一般子弟の教育を行なった。

5. 社会事業

社会事業を理解するには仏教徒の行なった社会事業を抜きにしてはとうてい不可能であり、まして仏教活動を知るためには、この社会事業を度外視することはできない。

社会事業の種類は多種多様であるがその対象は貧困・疾病・犯罪の3大社会疫患であり、その方法として政治・予防・建設の3方法をもってそれぞれ政貧・防貧・福利の各事業を行なうのである。

政治的政貧事業は、身寄りのない孤独の自活の途を失った社会層に行なわれる事業であるが、敬老・育児・軍事救護等の方面で目立つのは1917(大6)年設立された京都佛教護国団と1932(昭7)年4月に設立された京都佛教方面委員の活躍である。佛教護国団は、伏見・醍醐の養老院を経営したり、1928(昭3)年12月には貧困生活者を慰問するため同情週間を設けたりしている。また、佛教徒方面委員は、無産者とくにカード階級に対し精神教化を取り入れて数度に亘って救助の手をさしのべ、西本願寺も援助している。一方時代を反映して軍人遺家族救護もその重要な事業となっていた。

次に予防的防貧事業は、前者に反して社会層の範囲も広く、その種類も多い。その中で特に重要と思われるものを1、2拾ってみると、一つは医療事業である。無産者にとって健康は第一の元手であり一度病害に犯されると医療費の負担が大きな荷重となる。京都においては盲人救済に力を尽している京都仏眼協会が1927(昭和2)年7月、盲人授産事業としてマッサージ鍼灸の短期講習を開催したり、1936(昭11)年10月には視力保存デーとして無料診療を行なっている。一方東本願寺も癱患者の予防救護のため、真宗大谷派光明会を設立している。さて、児童保護は社会事業の中で中心的地位を占めているが、その内容を概観するとそれぞれの各宗派の本山・末寺・佛教系諸協会が少年保護・児童保育・不具・虚弱・病児童の各事業や、日曜学校・託児所・児童遊園等の開設に力を傾け、寺院・境内を開放しており、児童保護に関しての大会や研究会もたびたび催している。

最後に建設的福利事業では、融和事業・生活改善・障保事業・労働婦女教育事業等があるが、特に注目されるのは融和事業と婦人関係である。融和事業に関しては特に東西両本願寺を初めとして仏教各宗派、寺僧等が府と協力的であった。東本願寺が真身会、西本願寺が一如会をそれぞれ設けて融和促進に努力しており、3月14日を融和記念日として制定したり、融和観念の徹底に努めている。一方婦人関係では、労働婦女教育事業として東西両本願寺は職業婦人の教化運動ならびに拡大強化に基づき、保母養成所、女子融和事業指導者訓練所、女子仏青指導者訓練所、仏教職業婦人俱楽部等の開設や、保母・保育講習会の開催などによって積極的に婦人の社会事業への参加と認識の向上に努めている。

戦時体制がますます強まり、金融恐慌・全体主義・国民思想の統一という時代の風潮は不安動搖をつよめた。国家非常時の声が高く、時局打開が物質・精神の両面にわたって叫ばれ、政府の要望とあいまって仏教各宗派もこの方面に力を注いだのであった。一方このような仏教社会事業の繁栄も基督教との対抗意識を目指して多分に行なわれた事は否めない。これら仏教関係者が基督教徒に比して団結力が甚だ弱く、また宗派的な内部抗争の念を忘れ得ないだけに力が数に伴わないものの、これら社会事業は、一面において封鎖的であった寺院の開放の声を喚起したのである。

6. 異安心問題

1923(大12)年8月竜谷大学教授野々村直太郎が中外日報に「浄土教批判」を公にするや、西本願寺から宗憲を害するものとして尊度牒処分を受け、僧籍を剝奪される事件がおこった。その後東本願寺の方でも1928(昭3)年4月大谷大学教授金子大栄が、引き続き1930(昭5)年4月に同じく大谷大学教授曾我量深がそれぞれ同じような異安心問題をおこして社会的な問題にまで広がり注目を引いた。

いわゆる、異安心なるものは古来最も安心を重んずる真宗における特異な存在の一つであり、すでに宗祖親鸞の在世当時にその萌芽がある。金子事件の発端は1927(昭2)年11月の東本願寺会計評議員会の議席において、金子教授の名古屋夏期大学の講演は大いに宗意に相違する極端なる言論であると物議を醸したことから始まるが、その問題の種となっているものは、旧著『如來及び淨土の觀念』で東本願寺侍董寮(宗義に関する法主の諮詢機)の忌諱に触れていわゆる異安心問題を惹起し、1928(昭3)年4月ついに新聞紙上に報道されるにいたったのである。

次いで、昭和5年4月に同じく曾我教授の著書で真宗学研究所の講座で行なった講演を研究

所が発行している『如來表現の範疇とその三身觀』と題する小冊子が再び侍董寮の問題となつた。金子教授の時にも侍董寮は有力なる一中心であったが、金子教授の思想は多分に曾我教授の影響を受けていると見られて、当時においてすでに何故曾我教授を問題としないかといった声もあった。

このように、野々村教授に始まり、金子・曾我教授に及んだこれら一連の異安心問題を考えてみると、その研究態度には觀念論的立場を究極にまで掘り下げ、その表現内容には近代哲学の思索が強くうかがえるのである。これに対して頑強に昔ながらの固定された教權を死守し、そこから一步も踏み出しえない本願寺の封建性と封鎖性が衝突したのである。しかしこれらの事件ではすべて学者側の敗北となり、その復帰は敗戦後までもち越された。

また、一方同じ異安心の部類で社会的・民俗的伝統に根ざして全国的に地下に広がった土藏法門・夜中法門・隠し念佛と称する秘事法門の類(明18・6の項参照)が各地に蔓延していることも注目しなければならない。

7. 満洲事変から太平洋戦争への協力

1931(昭6)年9月満州事変が起りわが国は本格的に戦争に突入した。これに対し京都においても、11月には南禅寺管長赤井義道は宗教界最初の満州派遣軍の慰問におもむき、翌7年9月には空也堂極楽院葛原定斎ら一行は六斎念佛で慰問激励した。

8年3月満州建国宣言による国際連盟脱退の詔勅が発せられるや、仏教各宗本山も聖旨奉戴の通達を一せいに末寺・門徒に発し京都でも西本願寺・妙心寺・山階寺等が行なった。さらに、政府が満州移民を企てると、東西本願寺は各30人の屯田僧を派遣した。

しかし、この年代においては必ずしも戦争一色におおわれたのではなく、昭和7年12月には京都仏教エスペラント会が結成され、また同9年7月には、岡崎公会堂において、汎太平洋仏教青年会が開催され、仏教による世界平和の動きもあった。なおその上に當時勃興したマルクス主義の反宗教斗争にも対抗しなければならなかった。

1937(昭12)年7月日華事変が起り、10月国民精神総動員中央連盟が結成されるや、同月全日本労動総同盟もストライキ中止、戦争支持を決議し、仏教教団も総力をあげて戦争協力の態勢をとった。

13年には、東本願寺法主大谷光暢・天龍寺派管長閑精拙・西山禪林寺派管長渕江朴閔・相国寺派管長代理金閣寺貫主村上慈海等が北支慰問におもむいた。10月智恩院では日華事変戦没病

死者の追悼法要を営んだ。

さらに戦争物資不足に対しては、13年に東西本願寺は、末寺に対し金属製仏具類の供出を指令し、さらに15年には京都各本山は戦時物資活用協会と相談し、什宝帳記載の金属類も献納を許すこととした。17年には梵鐘の供出が行なわれたが、この時知恩院・本能寺等の梵鐘も供出された。

1941(昭16)年8月、太平洋戦争の最後の段階に突入し、18年国民総動員が実施され、19年は国民総けつ起運動が起された。

これにともない、大日本佛教会は、19年1月僧侶勤労動員計画、4月に佛教徒総けつ起報國運動をおこしたが、9月には神道・キリスト教と共に発展的解消され、大日本戦時宗教報国会と一本化して報國に当ることとなった。

京都府においても、僧侶の動員計画が実施され工場の作業あるいは工具の修練に当った。

このような人的面のみならず、寺そのものの微用も呼ばれ、18年11月府佛教会は寺を一般の鍊成道場として解放することを定めた。また境内地は畠として食糧増産に利用することも認められた。

寺の活用について注目すべきことは、学童疎開の受け入れである。全国的にもその4、5割が寺に収容されたが、文部省も特に社寺には協力を求めた。

空襲をほとんど受けなかった京都では、他より半年おくれ20年4月に実施された。これに先立つ19年8月、西本願寺は末寺に対し受け入れを指令し、20年1月浄土宗京都区の疎開学童慰問隊が結成され、2月には西山派も活動し、3月西本願寺では近畿地区受け入れ寺院の関係者を招き協議会を行なった。

なお19年末から20年8月にかけて、京都市および舞鶴市では防火のため建物疎開が行なわれた。京都市においては、第2次から4次にかけて、数10カ寺の移動または一部破壊が強制された。このように一時に多くの寺院の移動が行なわれたのも記録に残すべき事実である。

8. 大政翼賛運動と佛教各宗の統合

宗教を国家の統制下におこうとする宗教法案作成の問題は、遠く明治32年山県内閣の発案以来の懸案であったが、ようやく1939(昭14)年4月宗教団体法として公布された。

これにより、政府は一祖師一教団主義をとり、13宗56派に分れている佛教諸宗派の統合整理を要望した。そしてこれは、新体制を標榜し国の全組織を天皇を翼賛する臣道精神により再組織

をしようと15年10月に成立した大政翼賛会の出現によりさらに強く要求されることとなった。

こうして、15年後半からその期限である16年3月31日までは、この問題で全佛教界は蜂の巣をつづいたような騒動をみせた。

京都府には仏都京都市を中心にして13宗中主だった8宗の総本山ないしは有力本山があり、この合同劇の中心となった。特に京都市ではげしい動きをみせたのは、臨済宗・真言宗・淨土宗西山派であった。そしてこれらは最後まで紛糾した。なおついに合同をしなかったのは真宗であり、最もむつかしいと思われていた日蓮宗が一番早くスムーズに合同した。

臨済宗14派は、妙心寺・南禪寺各派が中心となり、先ず関東の建長・円覚両派をのぞく12派をかため、16年3月25日に合同の調印をした。ただし、ついに国泰寺派は加入しなかった。

真言宗は、京都を中心とする古義6派が積極的に動き、新義の智山・豊山に交渉したが、15年11月東寺派が異を称えさらに12月には醍醐派も反対し難航したが、16年3月末のぎりぎりになり妥結した。

天台宗では、3派の中真盛派が難色を示し最後までもめ、16年2月には単独で宗制認可願まで出したが3月16日合同成立した。なお、この宗の修驗道合同も真言宗同様問題となり、2月に紛糾をみせた。

淨土宗においては、特に西山派の3派がもめ、知恩院等を主とする淨土宗は16年3月29日に、西山派は期日を越えて4月7日認可が下りた。

真宗は下部からつよい合同要望があったが、ついに上層部は動かず10派の連盟体である真宗協和会を置くにとどまった。

日蓮宗は、前記のように16年2月に合同を可決した。

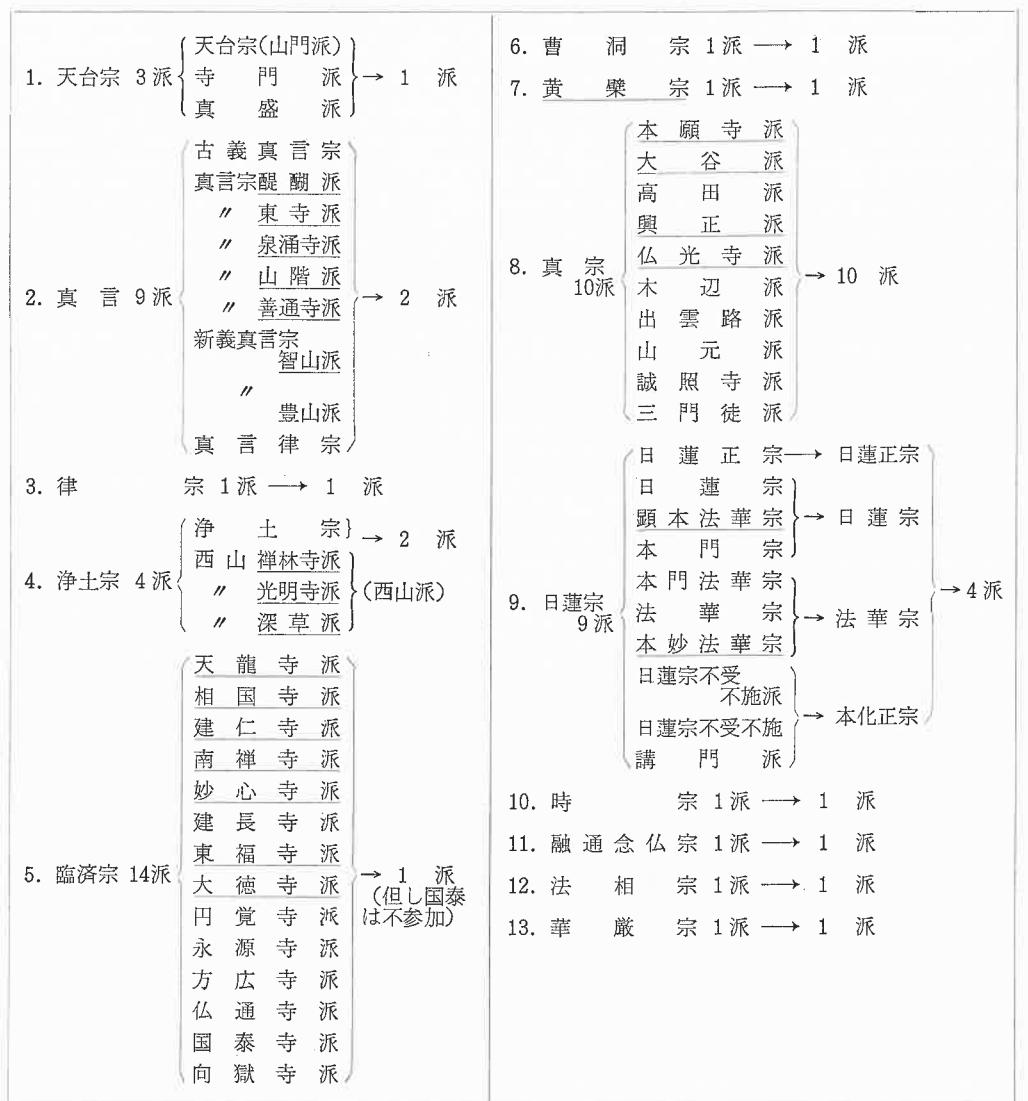
合同の難点になったのは、長い歴史の過程で分派したのを外部の圧力で短期間に行なったのが主な原因である。

具体的な例を示すならば、東寺派の東寺は全真言宗の中心としての存在で、東寺の主管者のみは長者と称し各本山管長の筆頭におかねばならぬ等の点にみられる勢力争いである。次に指摘されるのは真言・天台の修驗道などであり、真に異質的要素を持っていた点である。

なお、合同組織は一応ととのってるが、わずかに真宗にみられる僧侶養成機関の設立等が論ぜられているほか、内容面の融合はほとんど行なわれず外面向的なものに止まっている。

かくて、16年3月31日を期限とし、一応第1表のように13宗27派に統合された佛教教団であるが、終戦を迎えると忽ちに分散してしまった。

第1表 仏教各宗の統合



注 下線の派は総本山が京都府内にあるもの

4 昭和時代（戦後）

1. 戦後の宗教行政

1945(昭20)年10月4日、G.H.Q.から発表された「政治的、社会的、及宗教的自由に対する制限除去の件」の覚書から、戦後の宗教ははじまる。

この覚書によって、昭和14年以来、宗教団体を国家の統制下においていた宗教団体法は廃止

され、あらたに12月28日付けで宗教法人令が勅令として公布された。

当時 G.H.Q. は、国家神道と軍国主義のむすびつきを槍玉にあげ、戦争責任者として1に軍閥2に財閥をあげその次に神官神職をあげており、特に12月15日「国家神道、神社神道に対する政府の保障支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」(神道指令)を発して根こそぎ壊滅を期した。

神道指令を受け取った各神社はさっそく会議を開き対策を協議したが、平安神宮で開かれた官国幣社会では、国庫補助廃止後の維持を不可能とする神社が多く、26年頃には梨木・建勲・護王・豊國・平野の各社は全く経営困難におちいった。

占領軍の支援をうけたキリスト教も活発な社会事業や伝道活動に精力的にとりくんだが十分の成果はあがっていなかった。

しかし、仏教界については、神道界に対するほど徹底的な改革はなされなかった。戦前の宗教団体法は、寺院(神社は対象にしていない)に法人格を与え、免税措置を明文化するなど、寺院を保護しその地位をたかめるという一面もあったが、その本質は国が強い強制統制を加える権限を規定し、極端な場合境内の松の木一本切るにも知事の許可が必要ことになっていた。

ところがこれに代わって公布された宗教法人令は、寺院規則を定めて登記し、宗派について文部大臣に、神社・寺院・教会は地方長官(知事)に届け出さえすればどんな内容の宗教でも法人として成立することができ、宗教に対して国が干渉する余地は全く残さなかった。

最初は G.H.Q. はこの宗教法人令すら不要とし、宗教については全く野放し状態におく方針であった。しかし宗教団体法に代わる何らかの法的措置を講じないと法人解散の事態が生じ、清算による財産処方をめぐって争いがおこることは明らかであり、また免税をうけている既得権もなくなるなど寺院側にとって問題は大きく、文部省もこの実情を説明して、信仰面には一切触れず財産保全だけを目的とする新法令の制定を G.H.Q. に申し出て、ようやく宗教法人令が成立するといういきさつがあった。

宗教法人令は、信教の自由という面では大きな意義をもったが、その反面過度的現象として宗教界の統制を野放し状態におく弊害が目立ち、宗教界からはあい次ぐ分派を抑制する法的措置を望む声があった。また世間では、続々成立する新興宗教を何とか規制すべきだという声が高まり、文部省としても法改正について G.H.Q. の同意を求めていた。しかし G.H.Q. は、信教の自由尊重の一点張で承認を与えたかった。ようやく日米講和条約の締結によって占領時代のいわゆるボツダム勅令は廃止により、26年3月の国会で新しく宗教法人法が可決制定された

が、法人の設立が届出主義から認証主義に改正されただけで分派抑制も新興宗教抑圧も法文にはみられず、財産保全を目的として現在に至っている。

戦前宗教に関する行政は、神社を除いて文部省が扱い(神社は内務省)各府県では一般に社会教育課が扱っていた。京都府のように社寺課という独立の主務課を置いていたのは特例である。

これが、戦後 G.H.Q. 宗教課の指令で単に宗教に関する事務を扱う機能だけを残すという意味で、宗教課が宗務課とされ、文部大臣官房の中におかれた。

この宗務課さえも、政教分離の建前から設置が好ましくないという G.H.Q. の意向が表明され、廃止の運命を辿っていたのであるが、国家統制の苦しい経験をもっているはずの宗教界が、その与論として宗教課の存続を希望し、この実情を尊重したバーンズ宗教課長が止むをえずその存続を認めることになった。

府の社寺課は昭和21年2月廃止され、当時振興課で扱っていた社会教育事務と併せて新しく社会教育課を設置した。その後、文化課・学事室・学事課の変遷を経て昭和26年6月以降現在の文教課が扱っている。

戦後、政界・財界・言論界などあらゆる分野で戦争協力者の追放旋風が吹きまくり当然宗教界にも及ぶものと思われていたが、G.H.Q. は、宗教団体に対しては寛大な態度でのぞみ、追放令の適用をしない方針を打出した。もっとも、宗教人で公職追放措置をうけた人は多数あったが、何れも宗教外における活動がその原因であり宗教界における活動は制限をうけず役職につくことも許された。

従って、教団内部において指導責任の追及をうけた例はあったにしても、いわゆる戦争協力の責任を問う圧力はほとんどからず、各界の指導者が交代させられた中にあって宗教界だけはあまり変化を見せなかった。

このように追放旋風による被害はうけなかつたが、教団内部における本末体制の解体という事態がおこった。もともと仏教における本山と末寺という上下関係は伝統的に確立し各宗派機構の大本をなしていた。これが戦後、宗教界民主化の精神から、本山中心の考え方方が宗派本位になり、しかも信教自由の建前から所属宗派から離脱の自由が認められることになり、分派独立する寺院が多く出てきた。

2. 宗派離脱

從来仏教13宗56派といわれてきたが、昭和16年3月大政翼賛会による新体制運動の線に沿つ

て13宗27派に統合させられた。この統合はいわば国の命令によってなされたもので、当事者の意志によるものでないから多分に表面的形式的な傾向をもち、戦後宗教団体法の廃止によって、スムーズに分派して本来の姿に戻ったのはけだし当然である。

ところが、これに付随して信教の自由を旗印に新しく分派し独立する宗派寺院が続出し、昭和26年には戦前の宗派を大きく上回り260派にも分裂した。

特に注目されたのは、昭和22年12月、浄土宗の総本山知恩院が、浄土宗から分派してあらたに本派浄土宗を創設し多くの寺院がこれに参加したことである。

従来浄土宗の宗政を扱う宗務所は、総本山知恩院の手元を離れ東京芝の増上寺内におかれていた。本末関係の確立されていた戦前は、宗務所が本山を離れていてもさしたる支障も感じなかつた。もっとも戦時中、軍の慰問団を派遣した時、浄土宗では兵士たちになじみが浅いので宗務所が本山に無断で知恩院の名称を使って本山を怒らせたというように、距離をおいているせいもあって本山と宗務所との間にとかく意志の疏通を欠き宗務所の独断的傾向が強まつた。戦後、民主化の波にのって、宗務長の権限を強める宗制改革が強行され、その対立の構がいよいよ大きくなり、遂に大宗派をほこる浄土宗が京都と東京に二分されるという事態がおこつた。

分裂の理由が、教義上の対立でなく、宗政宗務上の対立にある点教団内部の抗争を宗派分裂という形で終わらせた注目すべき事件であった。

その後長く分裂状態がつづいたが、徐々に再び合同しようという気運が見え、昭和36年宗祖法然上人750年遠忌を機会に合同の話し合いが具体化し昭37年3月には元どおりに浄土宗が一本化し、宗務所も知恩院内に置かれることになった。

いったん分裂した宗派が再び元のサヤにおさまつた例も珍しい。

宗派分裂の他に、今まで宗派本山から規制をうけていた有力寺院が、宗教の自由化により、宗派の制約をうけない独立寺院になる例も多くみられた。その理由はいろいろあろうが、宗派に対する分担金問題・財産処分の自由化等主として経済的理由によるもののが多かつた。

その先駆をついたのは、昭和21年1月、天台宗から独立して和宗を創設した大阪四天王寺であり、京都でも鞍馬寺が昭和22年7月天台宗から独立して鞍馬弘教を創設した。

分派、寺院独立の動きはその後昭和25、26年頃までつづき法然院・大雲院の浄土宗からの独立(単立化)、要法寺の日蓮宗からの独立(日蓮本宗設立)、大覚寺の高野山真言宗からの独立(大覚寺派設立)、金成光明寺の浄土宗からの独立(黒谷浄土宗設立)等々の例がある。

3. 寺院経済の困窮化

以上のように仏教界ではいわば宗門内部の改革の一方で外的条件が大きく宗門をゆさぶった。

その第一は農地解放による財産喪失である。昭和21年10月いわゆる農地改革によって地主的寺院の経済は大きな打撃をうけた。一般的には経済的基盤を土地よりもむしろ檀信徒に求めていた真宗系はその打撃が比較的小さかったとみられている。小作料によって寺院経済を維持していた市内周辺、郡部の寺院はたちまち収入の途が絶たれ、大きな本堂をかかえて途方にくれた。

第二は有力檀信徒の没落である。特に、門跡寺院をはじめ皇室縁故寺院・由緒寺院・旧大名の菩提寺等皇室あるいは一族によって支えられていた寺院は打撃が大きかった。

全国門跡寺院の大半は京都にあり、戦前宮内省から年間200～1000円の下賜金をうけて優遇されていたが、これが廃止になり、中でも大聖寺・林丘寺等の尼門跡寺院の痛手は大きく、尼僧が収入の途を開くため花道・茶道・書道等の教授を始めたのもこの頃である。

このように戦後の仏教教団はキリスト教、新興宗教のぼっ興におびやかされながら内憂外患を抱えて苦難の道を歩みつづけた。

一方神道指令により国家的庇護のよりどころを一挙に失い、神社の特権をはぐだつされた神社神道界は、民主主義国家の中での宗教として新しい出発を余儀なくされた。従って仏教界と同様必然的に各神社とも経営難に苦しみ、またその教化力の欠陥に悩んだ。多くは神社本庁のもとに結束し、一部中小神社は、神社本教を組織し、或は単立神社として独自の道を歩んだ例もあったが、経済的窮屈はそう容易に解消しなかった。しかし有名神社その他特色をもつ神社が、例えば、疫よけの神として、節分の神として打ち出し、或は、結婚式場の設置運営などを打開策に乗り出したが、特に京都の観光的条件の上に、昭和25年頃から戦時中絶していた祭典の復活が企画され、新しい講社の誕生とともに昭和25年に平安神宮の時代祭が8年振りに復活したのを始め八坂神社の祇園祭も山鉾巡行奉賛会の結成により復活を見せるなど立ち直りを見て来たが、アメを売ったり、神易を内職としてようやく経営を維持するなど多くの神社神道は、教派神道が新しい歩みを見せる中で寺院同様いばらの道を歩んだ。

大阪では寺院を売りに出すという例さえ出、当時の中外日報は次のように報じている。

「最近の経済状態は、寺院の経営に困難を來していることは当然であるが、檀信徒が戦災や天災で全滅したとか、或は山林田畠の収入によって寺院を經營し、ために檀家の必要を見なかつた寺院などは、今日のような状態になると維持できないため檀信徒のないことを便利として寺院を売却する傾向が、とみに多くなったのは事実である。最近も大阪の某寺院が本堂80万円、

庫裡50万円で売物にしており、その他売買契約の出来たところも約10ヶ所本社で分明しており……」。(昭23・8・31付)

4. キリスト教の伸長

仏教の苦惱している中で、キリスト教がある程度、G.H.Q.の厚遇をうけて一種のキリスト教ブームをおこし、天皇がキリスト教に改宗されるという噂がまじめに伝わる程であった。昭和24年5月頃何鹿郡佐賀村の村民約1,000人が伝来の仏教信仰を捨てて集団的にカトリックに改宗するという事態がおこり注目された。

この集団改宗は舞鶴カトリック教会の伝道が、当時中学校建設位置をめぐって対立していた部落間の事情とむすびついておこったとはいえ、当時のキリスト教伸長の一面を物語る恰好の事例であった。

戦後のキリスト教としてはこの佐賀村民のカトリック集団入信について、1952(昭27)年の日本基督教団支部地区伝道委員会による職域伝道委員会の創設が特筆される。しかし、全般的にその後の伝道活動は低調で、カトリック京都教区は1967(昭42)年新教系の京都キリスト教協議会に加盟、新旧両教が一体となった伝道活動がつづいている。

5. 境内地の払い下げ

次に戦後宗教界にとって画期的といえる境内地の払い下げについて触れよう。

昭和21年11月新憲法が制定され、その89条は「公金その他公の財産は宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために又は……これを支出し、又は利用に供してはならない」と規定した。

これによって、従来、國家が社寺に礼拝地以外の土地を境内地として無償で貸し付けているという国家対社寺の貸借関係を精算しなければならなくなつた。

これらの土地は、もともと社寺の所有地であったものを明治4年の上地令、明治6年以後の「地租改正条例による土地の官民有区分処分」で国有地として取り上げたものである。

昭和22年4月、この問題を処理するため「社寺等ニ無償デ貸シ付ケテアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」(法律53号)が制定され、国有境内地のうち宗教活動に必要な土地については無償で宗教活動以外に使っている土地や、もともと社寺の所有であることの確証のない土地は時

価の半額で払い下げられることになった。

この法律施行は大蔵省にとって大事業で、11月5日から4日間各財務局の担当官が京都府に集まり、北野神社・吉田神社・相国寺・南禅寺について処分の演習を行なうということでスタートし昭和27年末まで4年の歳月を要して完了した。

寺院側は、京都府仏教会が中心になって委員会を構成し、寺院側の受入体制を整え、事務手続に不慣れな寺院の指導にあたった。宗教活動に必要な土地といつても、その範囲は具体的な尺度がなく当事者間に見解の相違も出て、府下を走り回ったと当時の仏教会関係者は述懐する。

この決定を不服として訴願を持ち込んだ例もあったが、全国10万5,000余件のうち24件で、比較的少ない。京都府関係では約2,000件のうち寺院2件（京都市内安養寺・実相院）、神社1件（北野天満宮）であった。（昭28参考欄参照）

昭和39年仁和寺がその所有地である名勝双ヶ丘を売却した時、史跡名勝保存の立場から猛烈な反対があり全国的な問題になったが、双ヶ丘がこの境内地無償払い下げの土地であり、さらにこの法律可決の時付帯決議とした「本法実施によって社寺等に譲与又は売却した財産については、本法の趣旨に反せざるよう社寺等において責任をもってその管理運用に最善を尽されたきこと」が売却反対の一つのとりでになっていた。しかし所有権の前にはこの付帯決議も反古に等しく仁和寺の意志どおり昭和41年2月売却されてしまった。

6. 新興宗教の進出

戦後宗教団体法の廃止によって宗教が国家の統制から解放されて自由に宗教法人を設定できるようになり、時代の波にのってあるいは時代の混乱を反映して、泡沫的な免税の特典目当ての法人があらわれた。しかしこれは数においてたいしたものなく、過渡的現象として淘汰されていった。

したがって新興宗教といわれて教勢を伸ばしているものの多くは戦前の統制弾圧から解放されて復興したもので、戦後新しく生まれたのはそう多くはない。

仏教系の場合、全体を通じて共通の性格は、信者団体的という点である。既成仏教が聖職者（僧侶）のもとに檀信徒がいて宗団を形成しているのに対し、新しい集団には多くの場合出家というものではなく、在家主義をとっているということができよう。

これら新教団の特長は、その「教え」が信者個人に結びつき、信者一人一人が「教え」の宣教者になっているということで既成仏教のメッカといわれる京都においてもその進出を阻むこ

とは出来ず布教活動が精力的につづけられている。

特に創価学会が昭和26年頃から強烈とまで思われる信者折伏によってその教勢をのばし、信者組織を基盤に昭和30年4月の統一地方選挙には東京都議会はじめ地方議会に51人を当選させ注目された。昭和31年7月には参議院に昭和39年11月には公明党という政党を結成、昭和42年1月には衆議院に進出するに至った。

創価学会は、もともと日蓮正宗の信者団体として活動していたが昭和27年宗教法人として東京都知事の認証をうけ、各府県の主要地域に布教センターとして会館をもつているがいずれも支部であり各府県の所轄外になっている。また包括法人（仏教でいう宗派）ではないので文部省を所轄庁としていない。従って宗教法人法上からみれば東京都が認証した単立法人にすぎないのであるが、これが全国的組織として、かくまたマンモス化したことは特異である。

創価学会の政界進出と政教分離の関係が常に議論される中で、立候補すれば当選させるという組織力を発機し、府議会でも現在4名、京都市議会でも10名の議員が進出した。

7. 観光社寺

それまであまり知られていなかった西芳寺が昭和25年映画「帰郷」のロケーションに使われ、その苔の庭園が当時のかわいた人びとの心にうるおいをよみがえらせ、同寺を訪れる人が多くなってきた。

またこの年、文化財保護法が制定され、銀閣寺・三宝院等の庭園が特別史跡名勝に、西芳寺・大仙院・大徳寺等の庭園が特別名勝に指定され、また多くの社寺の建物絵画墨跡が文化財として指定をうけた。このような状況の中でこれらを拝観することがブームになった。

門跡寺院として格式をほこっていた栗田口青蓮院も、皇族の没落・御下賜金の廃止で収入の道を絶たれ、荒れるがままにまかされていたが、何とか収入の道をえんものと時の執事が夜の観光と銘うって照明を用いて観光事業にのり出した。

このような寺院などの動きからいつとはなしに「観光社寺」ということばが用いられるようになった。

昭和25年の国会で京都国際文化観光都市建設法が制定され、京都市を将来観光都市として整備してゆく方針が打ち出されたが、これに対する国の財政的裏付も十分でなく加えて当時の京都市財政は赤字を増やすのみで危殆に瀕していた。

市は、市内のいわゆる観光社寺にはいる拝観料に着目し、観光税を徴収することによって国

際文化観光会館（京都会館）を建設することを構想し昭和31年4月時の高山市長はその意向を表明した。ところが社寺側は信仰の対象に課税することは憲法違反であるとの立場で古文化保存協会が中心になって猛烈な反対運動を展開した。

6月23日、古文化保存協会は対策委員会をひらき、拝観料の廃止・参拝者以外の拝観拒否という直接手段を決定するところまで硬化した。この間、京都市では、社寺に協力を求める努力をつづけながらも強い態度でのぞみ、社寺側の徴税義務者指定拒否に対しては条例違反として罰することを示唆したりした。

市から条例案の提出をうけた自治庁でも、関係各省の意見をまとめていたが、7月8日「社寺側の納得が得られるよう事前に十分協議懇談すること」等5つの条件をつけて内諾する方針を発表した。この発表によって一部に条件付承諾の色がみえたが大勢は絶対反対を再度確認し拝観ストに突入するという事態を生じた。

このような状況の中で、京都市会は8月17日の本会議において条例案を修正可決した。

社寺の反対運動は、府・中央に向けて陳情するという形で進められ、府では社寺の意向を聴取し進達期限30日間をいっぱいかけて慎重に検討し、当事者間の協議不十分等批判的内容をもった意見書をまとめて自治庁に提出した。

9月にはいって時の農林大臣河野一郎が京都市と社寺側の間に入って仲介の労をとり了解点を見出すことに成功し、遂に9月29日自治庁は条件付で京都市の法定外普通税として文化観光施設税を7年間半の時限税として許可した。

かくして9月6日公布された条例は10月1日から施行されるに至った。

しかし問題はこれで終わったのではなく、知恩院・青蓮院・大覚寺・靈山觀音から指定解除の要求があり、徵収事務の具体化は難航をつづけ足並みが揃ったのは翌32年5月のことである。

昭和39年4月、7年半の期限が切れた時京都市は更に5年間延長することによって市内の文化財を守り、伝統産業を育てる財源に充てたいという方針を打出した。

社寺側はこれでは約束がちがうと反対したが、7年前ほどにはもり上りを見せず結局防災施設、道路整備の充実にあてるということでその名も文化保護特別税としてつづけられることになった。（昭39参考欄参照）

8. 遠忌ブーム

昭和36年を中心に、各本山の大遠忌計画があい次ぎ、4月には知恩院の法然上人750年遠忌・

東・西本願寺の親鸞上人700年遠忌・妙心寺の夢窓口師600年遠忌が集中し、仏教デモンストレーションの観があった。50年に一度という宗祖の遠忌で各本山それぞれ建物解体修理・教典の出版等記念事業をおこし、西本願寺が1億3,700万円を要して本願寺会館を建設し、東本願寺1億3,000万円で大谷婦人会館を建てたのもこの時である。

遠忌の参拝客は海外国内を含めて250万といわれ、春の観光客と入り交って期せずして京の街は大遠忌ブームをまきおこした。

9. 社寺のアルバイト

一部のいわゆる観光寺院を除いてほとんどの寺院はわずかな志納金によって大きな伽藍を維持してゆくことは財政的に苦しい。そこで日頃あまり使わない広い境内地や書院などを駐車場・展示場などとして貸して収入の途をえるという「お寺さん商法」が盛んになってきた。宗教法人法第6条にも、(1)公益事業を行なうことができる。(2)その目的に反しない限り公益事業以外の事業を行なうことができると規定されている。

公益事業については問題はなく社会事業として託児所・保育所・幼稚園あるいは養老施設等の経営も歴史は古い。現在京都市内にある保育所を経営主体別にみれば公立31・民間立126であり、民間立のうち宗教法人立49・社会福祉法人33・個人立23という分類になる。しかも宗教法人が設置している社会福祉法人もあるので宗教人による保育事業は、京都市内の場合約50%を占めていることになる。

問題は「その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行なうことができる」という条項で、これは裏がえしていえば、宗教法人は公序良俗に反しない限りどんな収益事業でもできるということになり、戦後の維持困難打開のために種々雑多のお寺さん商法が出てきた。

また神社における結婚式はこれまで宗教儀式として受取られてきたが、最近では神社経営の一環としてこれにのりだす事例がふえている。これには平安神宮のように明治34年以来の歴史をもつものもあるが、このほか境内地にホテルを経営させ、結婚式とタイアップするものや、儀式殿を建て、結婚式受け入れに本腰をいれるものが珍らしくない。

昭和37年9月の自動車保管場所確保等に関する法律により、駐車禁止の場所が増えたことがきっかけで広く空いている境内地を駐車場に転用するというケースが急に増えた。その他旅館経営・料理屋経営・貸ビル経営・展示場の席貸し・アパート経営等々その種別は様々である。ところが境内地・建物については、宗教活動に用いる場所として固定資産税等すべての課税が

免除されているが、これを駐車場等目的外に使用するとなると、税金との関係が微妙になってくる。収益事業をはっきり打ち出し境内地から除外している場合は例外として、境内地のまま好意的に駐車させているのか、事業をしているのか、その区別がむづかしく、課税当局も見逃していた。当時、府仏教会の行なったアンケートによれば京都市内の213カ寺が何らかの形で境内地を駐車場に使っているという解答をえている。また京都市内の場合、府警が、駐車対策上仏教会に境内地解放を協力依頼したという事情もあった。

しかし車は街に溢れ、ガレージ業者が次々と誕生し境内地利用の駐車場にだけ課税しないのは不公平であるという批判も出て、昭和40年6月京都市は寺院のアルバイト駐車場に課税するという方針を決めた。

ところが、寺院側は料金を祈禱料あるいは志納金として受け取っており、課税には問題があるとして仏教会を中心に反対し、京都市と再三に亘って協議した。その結果、実態に即して課税し、話し合いの余地を残してゆくことでまとまった。

10. 本山の独立

寺院のアルバイトが世間の目をひいている時、修験宗本山聖護院が、旅館の経営を事業とすることをめぐって宗派と対立し、三室戸寺など10数カ寺と共に宗派を離脱して独立するという異変があこった。昭和37年のことである。

戦後まもなく浄土宗総本山知恩院が宗派独立を宣言し、浄土宗が分裂したことについては前述したが、この場合は宗派の分裂という結果を招いたのに対し、聖護院の場合は修験宗が小宗派であり、本山が宗派から独立することによって、宗派が空中分解するという結果を招いた。

法的に見れば、本山といえども、宗派に包括される一法人にすぎず、他の末寺と同等である。だから、宗教の自由化の建前から手続きさえとれば簡単に離脱できるので何ら問題はない。しかし実情は、戦後解体したはずの本末関係は、依然として残っており、本山が宗派から離れるということは、特に小宗派の場合問題は大きかった。修験行者山伏が本山独立反対の旗をたてて法螺具をふいて街を行進する風景も見られたが、紛糾の末、昭和37年8月、聖護院は遂に宗派から独立した。本山を失った修験宗は、その後神奈川県に宗務所をおいて活動をつづけている。

聖護院騒動から時を経ずして昭和40年3月、真言宗東寺派においても、本山が宗派から独立するという問題が持ち上がり宗教界をおどろかせた。

東寺派の本山教王護国寺（東寺）は西寺（現在廃寺）と共に真言佛教の修道場として由緒を誇り文化財の宝庫といわれる。東寺派は、この東寺を中心に全国276カ寺で構成され、その財政面は、ほとんどが本山の会計で賄われ、宗本一体の感があった。他のいずれの小宗派も大なり小なりこの傾向なしとしない。

しかし戦後の宗教改革によって、本末が解体され宗派中心になったところから、宗派内においても宗派と本山は切離して考えるべきであるという意見が出、昭和38年になって宗派の規則を管長公選等「民主的」方向に変更し、「東寺を本山とする」という条項も削除された。

東寺としては、理論上、この民主化方向を理解しながらも、この状態で宗派を構成し所属していることは財政的に負担を増すだけで、寺自体の維持管理や本来の宗教活動にも阻害をきたすという理由で法類寺院と共に宗派離脱を宣言した。

ところが、東寺派の他寺院にしてみれば東寺あっての東寺派であって、東寺の抜けた東寺派はありえないとして、これに猛烈に反対したが、法理論の前に情は通らなかった。

当時の新聞は、「末寺をおきざりにした本山」等の表現でこの本山独立をやや批判的に扱っていたが、宗派本位か、本山中心か、民主化と伝統を結びつける困難さを孕む問題として注目された。

その後も、本山の独善を理由に苔寺など4カ寺が天童寺派を離脱した例がある。

11. 墓地経営

戦後の家族制度の崩壊、核家族の傾向と都市人口集中過密現象は、人生の終着駅である墓場にまで影響を及ぼし、市内の寺院が管理している墓地が手狭になってきた。昭和33年京都市は宗教色を排除した靈園を市内深草の山麓に造成し新軌軸を開いたが、やはり自分の家の墓をもちたいという気持が支配的で、共同の靈安所が市民の心に入りきらず、当初の間は申し込みもまばらであったが、その後公園墓地としても整備され、市の靈園として定着し、春秋の彼岸には京都府宗教連盟の協力で神道・仏教・キリスト教の輪番で合同慰靈祭が行なわれている。

昭和40年1月、西本願寺が西大谷廟の一角に鉄筋コンクリート10階建・延1万8,000坪に及ぶお墓ビルの構想を明らかにし、思い切った墓地対策を打出した。時を同じくして、不動産会社で、宗派を超えて墓地造成分譲するところがあらわれ、西山靈園、東山山腹に靈園、北山に集団墓地、亀岡市に墓地団地等々の計画にあい次いだが西山の完成を除いて何れも実現を見ていらない。

昭和42年5月、府仏教会とタイアップして西山山上の分譲住宅地に仏舎利塔を建立し、これを中心に周囲のゴルフ場跡に墓地造成しようとする業者があらわれ、宗教法人仏舎利苑の認証をうけたが仏舎利塔の建立はいまだ実現をみず墓地分譲の計画が進んでいる。

生きている人間の宅地分譲とあわせて、死後の墓地分譲にまで及んできたのは時代の変遷をおもわせる。

12. 寺院の疎開

昭和41年1月京都商工会議所観光部会が、京都市裏寺町（新京極東側）の寺院を市周辺部に移転し、駐車場・児童公園として跡地を利用するという構想を明らかにした。（京都1・14）これは昭和45年大阪で開催予定の万国博覧会に備えて駐車場を確保しようというもので、京都市もかなり積極的な姿勢を示し、また仏教会でもこの問題をとりあげ裏寺町界隈の寺院と再三にわたって会合を重ねた。しかし、墓地移転・壇家の意向・立退補償費・移転先等々問題点は山積し、容易に意見がまとまるはずがなかった。移転先は東山中腹、あるいは洛西・双ヶ丘と噂されたが、賛成派・条件付賛成派・反対派がほぼ3等分したといわれるほどで、実現はみずいままお雑踏の中に静かなたたずまいをみせている。

第1表 寺院の疎開

| 年 | 寺院名 | 旧 | 新 |
|------|------------|-----|--------|
| 昭 37 | 大徳寺派瑞光院 | 上京区 | 東山区山科 |
| | 真宗大谷派円覚寺 | 中京区 | 左京区鹿ケ谷 |
| | 顕本法華宗妙遠久遠寺 | 下京区 | 右京区嵯峨 |
| 38 | 真宗高田派竜源寺 | 中京区 | " |
| 39 | " 別院 | " | " |
| | " 大仙寺 | " | " |
| | " 常楽寺 | " | " |
| 40 | 木門本華宗日啓寺 | 左京区 | 右京区大原野 |
| | 真言宗山階派八聖院 | " | 北区 |
| 41 | 淨土宗正覚寺 | 上京区 | 右京区嵯峨 |
| | " 法然寺 | 下京区 | " |
| 42 | 本願寺派専徳寺 | 中京区 | 右京区嵯峨野 |
| | 真宗高田派安立寺 | " | 右京区嵯峨 |
| | 淨土宗西福寺 | 上京区 | 左京区岩倉 |
| 43 | 顕本法華宗妙満寺 | 中京区 | " |
| 44 | 真宗高田派誠心寺 | " | 北区 |
| | 真宗大谷派宝受寺 | 上京区 | 右京区嵯峨 |

府文教課調べ

この集団疎開は実現をみなかつたが、個々の寺院が、昭和37年頃から市内の雑踏を逃れ、郊外の静寂の地を求めて移転する傾向がみえ、昭和42年顕本法華宗の本山妙満寺が市街地から左京区岩倉に移ったのをはじめ、その数は十指を下らない。最近の寺院疎開を年別に列挙すれば第1表のとおりである。

仏教界が、社会問題あるいは国際問題に発言することは、キリスト教の場合に比べて少ないといわれる。また一般社会にも、仏教は法要、葬式の儀式執行機関として受けとる観念が支配的で、檀信徒を教化育成するという機能を發揮している例は少ない。

その中で、戦後まもなく仏教の近代化を標榜して、京都仏教徒会議という僧俗集団が組織され、1957(昭32)年8月信仰相談・身上相談所を開設し、悩む庶民の中にとびこんで指針を与えるという活動をつづけている。この団体は、社会問題と積極的にとりくみ、生ける教化集団としての仏教を推進しようと努力をつづけている。全般的に保守的といわれる仏教界にあって、革新的発想で社会に対している点注目される。

仏教界は、日本社会構造上、大きな勢力を持っているが、特に京都の場合各宗派の本山や有力寺院が集中し、昔から京都府知事の意のままにならないのは、祇園と本願寺と鴨川の水といわれたりした。

戦後、家族制度の崩壊で檀家制度がくずれ去ったといわれるが、日本人の頭の中に深く刻まれている家と仏教の関係は、急には消え去らない。

とくに戦災を免れた京都は、昔ながらの関係をのこしている。

しかし、漸次家の観念が薄らぐのは趨勢で、各教団でも、時代に合った体質改善をこころみ、大谷派の同明会運動・西本願寺派のおてつぎ運動等、檀家本位から個人本位にきりかえる努力をつづけている。

更に最近真宗各派では昭和48年に親鸞聖人誕生800年、開宗750年を迎えて浄土宗は昭和49年に開宗800年を迎えるなど京都の仏教界はこれら記念法要を機に、その他禅宗・真言宗などでも従来の沈滞ムードを破り門信徒の再編成、布教活動の近代化、教学の現代化各宗派の協業化の推進などの動きがあり、これを宗教界の「昭和の中興」とよんでいる。

また神道では、1959(昭34)年京都神職青年会等によって紀元節法制化促進がはかられ、さらに伊勢神宮と靖国神社の国家護持を通して国家神道の復活を図ろうとする動きも見られる。

ともあれ近年経済の高度成長に伴う人口の農村から都市への集中、マスコミ・交通網の発達による都市化現象の急速な進行、物質文明の異常な発展による一般社会の世俗化、家族制度の

崩かい、世代の移り変り、戦前の閉鎖的社会から開放的流動的社会へ、これらの傾向はますます拡大し、定着を見せて來た。この変動をつづける社会の中にあって、宗教こそ失われようとする現代人の魂に清新のいぶきを与え得るものであり、この意味で新時代への質的転換という大きな課題が背負わされているといえよう。

年 表